

平成19年度

包括外部監査結果報告書

「和歌山県の公有財産の管理に関する財務事務の執行について」

和歌山県包括外部監査人

## 包括外部監査報告書 目次

第1章 包括外部監査の概要 .....	1
I. 監査の種類 .....	1
II. 選定した特定の事件 .....	1
1. 包括外部監査対象 .....	1
2. 包括外部監査対象期間 .....	1
III. 事件を選定した理由 .....	1
IV. 包括外部監査の方法 .....	2
1. 監査の要点 .....	2
2. 主な監査手続 .....	2
V. 包括外部監査人の補助者の資格及び人数 .....	2
VI. 包括外部監査の実施期間 .....	2
第2章 包括外部監査の結果と意見 .....	3
I. 和歌山県の公有財産管理 .....	3
1. 和歌山県の公有財産管理の概要 .....	3
(1) 公有財産とは .....	3
(2) 財産管理に関する法令・規程等 .....	5
(3) 行政財産・普通財産の異動状況 .....	6
2. 財産管理総論 .....	18
(1) 取得手続 .....	18
(2) 異動手続 .....	20
(3) 処分手続 .....	29
(4) 台帳管理の状況 .....	32
(5) 登記の状況 .....	34
(6) 遊休資産の状況 .....	35
(7) 行政財産の使用許可の状況 .....	40
(8) 普通財産の貸付の状況 .....	45
(9) 震災対策 .....	50
3. 重要物品及び物品 .....	53
(1) 物品管理の概要 .....	53
(2) 重要物品の管理状況 .....	54
(3) 物品の管理状況 .....	61
(4) 現物確認の状況 .....	61
II. 個別調査 .....	62

1. 個別調査総論 .....	62
(1) 個別現地調査の趣旨 .....	62
(2) 個別現地調査の対象とした公有財産 .....	63
2. 行政財産 .....	64
(1) Big U .....	64
(2) 御坊警察署 .....	67
(3) 高富職員住宅 .....	69
(4) 南紀福祉センター .....	71
(5) 新翔高等学校 .....	75
(6) 水産試験場 .....	77
(7) 東牟婁総合庁舎 .....	79
(8) 交通センター .....	83
(9) 橋本体育館 .....	86
3. 普通財産 .....	89
(1) 多目的スポーツグラウンド .....	89
(2) 国立和歌山工業高等専門学校 .....	93
(3) 元南紀白浜空港跡地 .....	94
(4) 国民年金保養センター用地 .....	96
(5) 紀南福祉エリア用地 .....	97
(6) 元医科大学附属病院 .....	98
(7) 職員会館 .....	100
(8) 産業高度化施設（和歌山リサーチラボ）建設用地 .....	102
(9) 和歌山県経済センター .....	104
(10) 元紀北スポーツセンター用地 .....	106
(11) 元那賀高等学校 .....	107
III. 総括 .....	109
1. 普通財産の処分 .....	109
2. 行政財産の有効活用 .....	109
3. 自治体バランスシートへの活用 .....	110
第3章 利害関係 .....	110

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

# 第1章 包括外部監査の概要

## I. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件

### 1. 包括外部監査対象

和歌山県の財産管理に係る財務事務の執行について

### 2. 包括外部監査対象期間

平成18年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

但し、必要に応じて過年度及び平成19年度分の一部についても監査対象とした。

## III. 事件を選定した理由

和歌山県の財政状況は、県税収入が伸び悩んでいる一方、社会保障費関係経費、職員の退職手当や公債費等の義務的経費が大幅に増加する等、極めて厳しい財政状況にある。

他方、和歌山県では多岐にわたる財産を有しており、これらは県民への公共サービスの提供に資する目的で取得したものであり、それぞれの目的により最も効果的な運用を図るよう努めているが、県民にとっては公有財産がどのような目的に使われているか、また、公有財産がいかに有効に利用されているかを知ることが重要であると考え。

また、公有財産のうち遊休財産が存在しており、これらの費用負担や処分可能性等の実態を知ることが将来の県の財政にとって重要な情報であると考え。

このようなことから、財産管理に係る財務事務の執行について、監査の対象とした。

#### IV. 包括外部監査の方法

##### 1. 監査の要点

- (1) 法令等に対する合規性について
- (2) 財務手続等の合理性について
- (3) 対象の管理運営の効率性について

##### 2. 主な監査手続

- (1) 関係書類の閲覧
- (2) 関係者からの状況聴取
- (3) 関係各所の状況の観察
- (4) 重要物品及び物品の台帳と現物の照合

#### V. 包括外部監査人の補助者の資格及び人数

弁護士	1名
公認会計士	5名
会計士補	1名

#### VI. 包括外部監査の実施期間

自平成19年7月19日 至平成20年3月23日

## 第2章 包括外部監査の結果と意見

### I. 和歌山県の公有財産管理

和歌山県では、多岐にわたる公有財産を保有しており、その中でも特に県保有の土地及び建物は、県民へ提供される公共サービスにとって重要な影響を及ぼす。

土地及び建物の過去10年間の取得額の累計は、土地が135億円、建物が1,374億円とそれぞれ取得のために多額の支出がなされており、県民にとっては支出額に見合った公共サービスの提供がなされるように、公有財産の管理がなされることが望ましい。

このような観点から、和歌山県の財産管理に係る財務事務の執行において、公有財産管理が重要であると考えられるので、特に土地・建物に焦点を当てて、公有財産の管理に関して述べていくこととする。

#### 1. 和歌山県の公有財産管理の概要

##### (1) 公有財産とは

公有財産とは和歌山県の所有に属する財産のうち、次に掲げるもの（基金に属するもの及び和歌山県公営事業の設置等に関する条例第1条の規程により設置された和歌山県公営企業の用に供するものを除く）をいう。（法第238条、和歌山県公有財産事務規程第2条第1号参照）

- 1) 不動産
- 2) 船舶（総トン数20トン以上の船をいう）、浮標、浮棧橋及び浮きドック並びに航空機
- 3) 1)、2)に掲げる不動産及び動産の従物
- 4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 6) 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む）及び地方債証券並びに国債証券その他これらに準ずる有価証券
- 7) 出資による権利
- 8) 不動産の信託の受益権

和歌山県では、県民福祉の増進の観点から、行政に関わる事務や事業の遂行に必要な様々な財産（庁舎、高等学校、公園、山林、施設など）を有し、それぞれの目的に合致した形態で、最も効果的な運用を図るよう努めている。

上記の公有財産については、以下の表のような区分がなされている。

公有財産	行政財産（注1）	公用財産	県がその事務業務を執行するために、自らが直接使用することを本来の目的とする財産（例：県庁舎、振興局庁舎、警察庁舎など）
		公共用財産	住民の一般共同利用に供することを本来の目的とする財産（例：県民文化会館などの公共施設、公園敷地など）
	普通財産（注2）	行政財産以外の財産	（例：跡地、廃川・廃道敷地、特許権等の権利など）

（注1）行政財産には、将来、公用・公共用に供することが決定している財産を含む。

（注2）普通財産には、公用・公共用に供さない決定を行った財産を含む。

つまり行政財産は、現在又は将来において、公用又は公共用に使用する目的で保有する財産であり、普通財産は当初の公用又は公共用に使用する目的がないような財産のことをいう。

このような公有財産の区分は、地方自治法上、両者に次のような取扱いの違いがあるため行われている。

- 1) 行政財産は原則として、貸付、交換、売却、譲与、信託等の行為が禁止されている（法第238条の4第1項、第2項）。
- 2) 普通財産は貸付、売却、譲与、信託等の行為につき制限されていない（法第238条の5）。

行政財産はその保有により、公用又は公共用の目的を十分に達成しており、今後も、その機能を維持できるような適切な管理がなされているか、公用又は公共用の目的を失った財産が適時に普通財産への区分換えが行われているかという観点より監査を実施するとともに、普通財産については、その有効活用及び適切な処分が実施されているかという観点からも監査を実施する。

## (2) 財産管理に関する法令・規程等

財産管理に関する法令・規程等について、主なものは以下に示すものである。

### 1) 地方自治法 第9節（財産関連）

地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定める法のなかで、地方自治体が保有することが想定される財産について、各種文言の定義、財産の区分、財産の管理及び処分の大綱を定めている。

### 2) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。） 第8節（財産関連）

地方自治法の執行に必要な細則を定める政令で、第8節は財産に関わる部分の細則である。

### 3) 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例

法237条第2項において、財産の交換、譲与、無償貸与等を行うには、条例又は議会の議決が必要とされており、それを受けて和歌山県で制定された財産の交換、譲与、無償貸与等の取扱いについての条例である。

### 4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

法第96条第1項第5号、第8号では、政令に定める基準以上の工事又は製造契約及び財産の取得・処分については議会の議決を求めている。それを受けて、施行令第121条の2では、その基準を工事又は製造契約については5億円、財産の取得・処分については、1件20,000㎡の面積、かつ、7千万円の財産の取得又は処分を下限とする旨が定められている。つまり自治体の裁量で、議会の議決に付すべき取引額を決定することができる。和歌山県では、工事又は製造契約については5億円、財産の取得・処分については、1件20,000㎡の面積、かつ、7千万円以上の財産の取得又は処分については議会の議決を求める旨をこの条例により定めている。

### 5) 和歌山県財務規則（以下「財務規則」という。） 第7章（財産関連）

県の財務に関して、法令等に定められていない詳細な部分について、必要な事項を定める規則であり、その中でも、第7章は財産全般に係る部分を規定している。

### 6) 和歌山県公有財産事務規程（以下「公有財産事務規程」という。）

和歌山県における、公有財産の取得、管理及び処分に関する事務についての基本的な取扱いを定めた規程であり、和歌山県財務規則をより詳細かつ具体化したものである。当該規則は、和歌山県の公有財産事務の実務上の指針にあたるものである。



7) 和歌山県工事執行規則・和歌山県営繕工事施工事務規程・和歌山県建設工事事務規程

これらの規則・規程は和歌山県が施行する工事の執行及び事務処理、つまり、契約、施工の管理、工事完了時の報告方法などを定めた規則・規程である。なお、和歌山県営繕工事施工事務規程については県土整備部公共建築課が実施する営繕工事に適用される。営繕工事にかかる費用は公有財産台帳上、取得費又は増改築費として取り扱われているため、公有財産に関連する規程として取り上げている。

(3) 行政財産・普通財産の異動状況

1) 保有状況について

平成 18 年度末の和歌山県の土地・建物の部局別保有状況は以下のとおりである。

① 土地

	行政財産		普通財産		合計	
	件数	土地面積 (㎡)	件数	土地面積 (㎡)	件数	土地面積 (㎡)
知事公室	2	12,055.54	-	-	2	12,055.54
総務部	48	187,814.81	88	271,663.45	136	459,478.26
企画部	2	49,065.00	1	921.03	3	49,986.03
環境生活部	6	218,376.65	2	5,937.81	8	224,314.46
福祉保健部	23	317,988.19	7	47,337.99	30	365,326.18
商工労働部	8	95,716.70	6	29,655.31	14	125,372.01
農林水産部	120	11,305,044.42	8	171,606.56	128	11,476,650.98
県土整備部	111	2,657,706.57	37	394,499.20	148	3,052,205.77
議会事務局	1	1,444.62	-	-	1	1,444.62
小計	321	14,845,212.50	149	921,621.35	470	15,766,833.85
教育委員会	110	2,712,324.32	2	14,207.76	112	2,726,532.08
警察本部	45	185,984.36	1	1,163.05	46	187,147.41
合計	476	17,743,521.18	152	936,992.16	628	18,680,513.34

※平成 18 年度末現在である。

県所有土地の主たる行政財産は以下のとおりである。なお、施設用地については施設名を記載している。

部署	施設名	面積(単位：㎡)
知事公室	東京駐在職員住宅	2,144.77
	県民文化会館	9,910.77
総務部	県庁舎	24,012.36
	各振興局総合庁舎	68,711.05
	職員住宅	52,444.45
企画部	情報交流センターBig U	46,640.00
環境生活部	江住海岸公園	21,075.40
	動物愛護センター	95,000.00
	紀北青少年の家	87,273.01
福祉保健部	由良あかつき園	105,785.00
	古座あさかぜ園	33,986.32
	仙溪学園	36,925.00
商工労働部	競輪場	49,613.43
	各高等技術専門学校	27,728.33
	工業技術センター	10,003.09
農林水産部	根来山げんきの森	4,618,624.00
	護摩壇山森林公園	3,290,968.00
	中辺路町山林	909,854.00
	各種試験場	578,557.11
	各種水路	559,293.59
県土整備部	南紀白浜空港	928,241.55
	農道整備事業用地	539,979.10
	各県営住宅	411,893.22
	河西緩衝緑地	175,594.00
議会事務局	議員会館	1,444.62

部署	施設名	面積(単位：㎡)
教育委員会	各県立学校	1,795,948.04
	紀伊風土記の丘	644,103.02
	南紀スポーツセンター	108,757.00
	和歌山ビッグホエール	51,172.00
	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	31,653.00
	教職員宿舎	26,102.03
	近代美術館	23,356.78
警察本部	警察庁舎等	66,241.70
	警察職員宿舎	19,036.59
	交通センター等交通関係施設	100,706.07

部局別保有状況について、1,000,000 ㎡を超えている部局は農林水産部、県土整備部及び教育委員会の3部局である。

農林水産部の保有分が突出して多いのは、根来山げんきの森(4,618,624 ㎡)、護摩壇山森林公園(3,290,968 ㎡)が農林水産部の所管となっていることによる。

県土整備部の保有分が1,000,000 ㎡を超えている原因は、南紀白浜空港(928,241 ㎡)が県土整備部の所管になっていること、及び各県営住宅(411,893 ㎡)の管理を担当する住宅環境課が部内にあることによる。

教育委員会については、各県立学校(1,795,948 ㎡)の土地面積が大きな割合を占めている。

県所有土地の主たる普通財産は以下のとおりである。

部署	施設名	面積(単位：㎡)
知事公室	普通財産に該当する土地は保有していない。	-
総務部	国立和歌山工業高等専門学校用地	99,986.67
	元紀北スポーツセンター	31,200.55
	元県立医大及び附属病院跡地	13,948.07
	元那賀高等学校	12,114.00
企画部	元職員研修所	912.03
環境生活部	元生石高原の家	5,240.29
福祉保健部	紀南福祉エリア用地	24,025.62
	国民年金保養センター用地	13,808.68
商工労働部	日高職業能力開発促進センター	17,563.78
	和歌山リサーチラボ用地	8,866.30
	和歌山県経済センター	1,229.03
農林水産部	畜産用施設用土地	162,689.42
県土整備部	元南紀白浜空港跡地	368,403.15
議会事務局	普通財産に該当する土地は保有していない。	-
教育委員会	多目的スポーツグラウンド	12,226.12
警察本部	橋本警察署管内交番、駐在所及び署施設	1,163.05

部局別保有状況について、保有面積の上位3部局は、総務部、農林水産部、県土整備部の3部局である。総務部については、国立和歌山工業高等専門学校用地（99,986㎡）及び元県立医科大学及び附属病院跡地（13,948㎡）は、平成18年度末現在、賃貸借が行われているため普通財産に区分されている。元那賀高等学校（12,114㎡）については、現在活用を検討している。県土整備部については、元南紀白浜空港跡地（368,403㎡）を所管しているため、普通財産の保有面積が大きくなっている。元南紀白浜空港跡地も有効活用の方策を検討している。農林水産部については、畜産用施設用土地（162,689㎡）がその大半を占めるが、現状は、地籍の整理及び立地状況などから処分が困難な状況とのことである。

② 建物

	行政財産		普通財産		合計	
	件数	建物延面積 (㎡)	件数	建物延面積 (㎡)	件数	建物延面積 (㎡)
知事公室	5	33,308.49	-	-	5	33,308.49
総務部	46	108,718.62	1	2,365.85	47	111,084.47
企画部	2	10,500.34	1	542.80	3	11,043.14
環境生活部	65	24,100.36	3	2,369.08	68	26,469.44
福祉保健部	26	78,191.20	1	106.61	27	78,297.81
商工労働部	12	58,541.09	3	12,823.94	15	71,365.03
農林水産部	71	69,058.03	6	1,201.29	77	70,259.32
県土整備部	141	410,112.25	3	1,287.06	144	411,399.31
議会事務局	1	1,184.44	-	-	1	1,184.44
小計	369	793,714.82	18	20,696.63	387	814,411.45
教育委員会	131	715,364.07	2	500.69	133	715,864.76
警察本部	79	98,841.45	2	98.09	81	98,939.54
合計	579	1,607,920.34	22	21,295.41	601	1,629,215.75

県所有の建物の主たる行政財産は以下のとおりである。

部署	施設名	面積(単位：㎡)
知事公室	県民文化会館	26,518.06
総務部	県庁舎	42,230.89
	各振興局庁舎	39,226.63
	職員住宅	18,180.54
企画部	情報交流センターBig U	9,679.59
環境生活部	各青少年の家	11,562.85
	動物愛護センター	4,253.19
	環境衛生研究センター	2,768.48
福祉保健部	こころの医療センター	16,637.18
	南紀福祉センター	11,120.06
	由良あかつき園	10,094.27
商工労働部	競輪場	25,779.99
	各高等技術専門学校	11,918.67
	工業技術センター	9,945.66
農林水産部	各種試験場	38,820.77
	農業大学校	10,642.16
県土整備部	各県営住宅	332,458.85
	橋本体育館	14,997.83
	伊都浄化センター	20,618.02
議会事務局	議員会館	1,184.44
教育委員会	各県立学校	611,340.69
	教職員宿舎	11,750.54
	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	20,847.64
	和歌山ビッグホエール	17,287.83
	近代美術館	11,837.90
警察本部	警察庁舎等	60,733.99
	職員宿舎	30,027.12
	交通関連施設	8,080.34

部局別保有状況について、延面積の上位3部局は、総務部、県土整備部、教育委員会の3部局である。当該3部局が上位を占める理由は、総務部は県庁舎(42,230㎡)及び振興局総合庁舎(39,226㎡)を所管しており、県土整備部は県営住宅(332,458㎡)、教育委員会は県立学校(611,340㎡)をそれぞれ所管しているために延面積が多い結果となっている。

県所有建物の主たる普通財産は以下のとおりである。

部署	施設名	面積(単位：㎡)
知事公室	普通財産に該当する建物は保有していない。	-
総務部	職員会館	2,365.85
企画部	元職員研修所	542.80
環境生活部	元生石高原の家	1,484.44
福祉保健部	障害者生活支援施設	106.61
商工労働部	和歌山県経済センター	10,433.62
農林水産部	元職員宿舎	424.57
	元職員研修所	273.70
県土整備部	元南紀白浜空港	1,087.89
議会事務局	普通財産に該当する建物は保有していない。	-
教育委員会	神島高等学校	317.55
	体力開発センター	183.14
警察本部	元川原河宿舎	60.97
	旧警察本部庁舎	37.12

## 2) 取得状況について

平成9年度からの10年間の土地及び建物の取得状況は次のとおりである。

### ①土地

	知事部局			教育委員会			警察本部			合 計		
	件数	延面積 (㎡)	取得額 (千円)	件数	延面積 (㎡)	取得額 (千円)	件数	延面積 (㎡)	取得額 (千円)	件数	延面積 (㎡)	取得額 (千円)
平成9年度	10	523,699	3,138,802	1	515	16,229	1	185	23,679	12	524,399	3,178,710
平成10年度	7	7,982	18,397	6	7,607	220,891				13	15,590	239,288
平成11年度	7	956,646	1,388,450	9	59,825	540,645	1	2,960	436,729	17	1,019,431	2,365,824
平成12年度	5	3,849	-	2	46,882	1,041,398	1	990	144,185	8	51,721	1,185,583
平成13年度	6	18,682	1,652,934	1	264	10,535				7	18,947	1,663,469
平成14年度	3	4,776	164,405	1	297	13,303				4	5,073	177,708
平成15年度	5	12,814	307,768	1	526	24,336				6	13,340	332,104
平成16年度	1	39,621	4,108,135	3	566	24,563	2	5,010	225,096	6	45,197	4,357,794
平成17年度	5	33,822	-	1	487	10,000	2	2,196	-	8	36,506	10,000
平成18年度	4	7,526	1,536	1	190	11,186				5	7,716	12,723
合計	53	1,609,419	10,780,428	26	117,159	1,913,086	7	11,341	829,689	86	1,737,919	13,523,202

### ②建物

	知事部局			教育委員会			警察本部			合 計		
	件数	延面積 (㎡)	取得額 (千円)	件数	延面積 (㎡)	取得額 (千円)	件数	延面積 (㎡)	取得額 (千円)	件数	延面積 (㎡)	取得額 (千円)
平成9年度	27	23,539	13,643,886	28	6,577	1,231,808	36	5,499	2,087,164	91	35,615	16,962,858
平成10年度	65	177,437	74,877,257	21	8,375	2,154,996	34	4,149	1,096,423	120	189,961	78,128,677
平成11年度	33	21,441	8,756,485	16	6,894	1,638,232	24	1,351	299,172	73	29,686	10,693,889
平成12年度	43	11,132	2,486,531	31	3,892	909,552	30	3,973	1,163,734	104	18,997	4,559,816
平成13年度	22	7,857	2,546,784	12	882	262,308	18	1,250	227,446	52	9,990	3,036,538
平成14年度	12	17,862	6,318,550	10	1,310	175,580	17	2,687	950,549	39	21,859	7,444,680
平成15年度	71	10,096	2,552,075	7	855	269,746	9	292	75,570	87	11,243	2,897,392
平成16年度	20	12,133	4,310,776	9	1,260	147,278	10	2,708	1,029,316	39	16,101	5,487,370
平成17年度	23	14,502	2,455,079	6	1,055	290,786	9	1,696	628,339	38	17,253	3,374,204
平成18年度	8	12,674	4,487,945	6	672	77,875	12	1,347	309,714	26	14,693	4,875,534
合計	324	308,673	122,435,368	146	31,773	7,158,161	199	24,953	7,867,429	669	365,398	137,460,958



土地及び建物について、各年度における、主たる取得物件は以下のとおりである。

①土地

取得年度	施設名称	面積(m <sup>2</sup> )	取得金額(千円)
平成9年度	健康ふれ愛和歌山計画用地	2,442.81	712,936
	動物愛護センター建設事業用地	95,000.00	1,168,960
平成10年度	古座高等学校	611.13	34,834
平成11年度	栽培漁業センター	8,051.00	550,688
	海南警察署	2,959.96	436,729
平成12年度	串本警察署	989.98	144,185
平成13年度	医科大学三葛グラウンド	15,177.15	1,652,934
	和歌山(紀泉台)教職員住宅	264.26	10,535
平成14年度	和歌公園	1,484.30	164,405
平成15年度	ダイオキシン類土壌汚染対策管理地	6,716.00	119,221
	果樹園芸試験かき・もも研究所	1,372.00	8,922
平成16年度	河西緩衝緑地東松江緑地	39,621.00	2,030,754
	妙寺警察署	3,488.94	133,797
	和歌山東警察署	1,521.00	91,299
平成17年度	和歌山盲学校	478.05	10,000
平成18年度	元那賀高等学校	57.00	1,536

②建物

建物については、公有財産台帳は棟数ごとに別掲されているが、取得金額については工事単位でのみ集計しているため、この表では面積については建築面積を施設ごとに集計しており、取得金額についても施設ごとに集計した。

取得年度	施設名称	面積(m <sup>2</sup> )	取得金額(千円)
平成9年度	和歌山ビックホエール	10,948.53	12,319,013
	クルーザークラブハウス	521.43	323,727
	警察テクニカルセンター	1,220.33	1,544,522
平成10年度	新和歌山県立医科大学附属病院	10,922.82	36,502,949
	県民交流プラザ和歌山ビック愛	3,135.69	9,920,009
	和歌山県立看護学院	3,105.63	2,333,100
	紀伊コスモス養護学校	1,243.14	990,100
平成11年度	和歌山競輪場	722.44	787,500
	橋本体育館	11,041.42	7,428,585
	日高高等学校中津分校(寄宿舍)	849.11	358,707
平成12年度	仙溪学園	1,239.20	443,745
	南紀福祉センター	2,865.37	1,359,258
	紀伊コスモス養護学校	1,871.14	665,271
	海南警察署	1,313.66	946,743
平成13年度	南紀福祉センター	2,122.95	723,059
	果樹試験場	1,892.67	991,944
	田辺運転免許センター	25.63	29,951
平成14年度	こころの医療センター	3,601.70	2,039,445
	果樹試験場	702.77	1,199,845
	はまゆう養護学校	29.42	51,228
	湯浅警察署	1,161.36	890,400
平成15年度	由良あかつき園	3,738.63	1,405,950
	果樹試験場うめ研究所	2,929.66	469,809
	箕島高等学校	139.96	145,338
平成16年度	情報交流センターBig U	8,573.40	4,181,787
	串本警察署	1,151.94	1,002,225
平成17年度	医科大学看護短期大学部	769.17	603,817
	由良あかつき園	2,598.05	744,398
	水産試験場	2,296.75	1,004,488
	和歌山県警察留置管理センター	735.61	538,379
平成18年度	水産試験場	763.85	352,292
	和歌山県庁(南別館)	1,195.82	4,076,426
	新宮警察署管内交番、駐在所及び署施設	91.03	19,645
	和歌山高等技術専門学校	390.15	29,715

### 3) 処分状況について

平成13年度からの6年間の土地及び建物の処分の状況は次のとおりである。

#### ①土地

	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	6年間合計
管財課 所管分	箇所数	7	3	6	3	9	11	39
	面積 (㎡)	5,797	27,401	15,437	5,490	17,367	4,764	76,256
	売却額 (千円)	581,210	495,229	80,725	1,117	283,826	468,158	1,910,265
他課室分	箇所数	8	8	7	9	4	15	51
	面積 (㎡)	20,340	1,538	8,970	47,305	638	22,045	100,836
	売却額 (千円)	140,101	19,040	58,789	11,609	20,430	60,296	310,265
(知事部局) 小 計	箇所数	15	11	13	12	13	26	90
	面積 (㎡)	26,137	28,939	24,407	52,795	18,006	26,809	177,092
	売却額 (千円)	721,311	514,269	139,514	12,725	304,257	528,454	2,220,530
教育 委員会	箇所数			2				2
	面積 (㎡)			2,102				2,102
	売却額 (千円)			45,522				45,522
警察本部	箇所数					2		2
	面積 (㎡)					1,836		1,836
	売却額 (千円)					6,676		6,676
合 計	箇所数	15	11	15	12	15	26	94
	面積 (㎡)	26,137	28,939	26,509	52,795	19,841	26,809	181,029
	売却額 (千円)	721,311	514,269	185,036	12,725	310,933	528,454	2,272,728

#### ②建物

	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	6年間合計
管財課 所管分	箇所数		1	0	0	1	2	4
	面積 (㎡)		13,921	0	0	1,099	218	15,238
	売却額 (千円)		402,570	0	0	0	土地に含む	402,570
他課室分	箇所数	3	1	2	2		2	10
	面積 (㎡)	435	80	375	147	0	7,278	8,314
	売却額 (千円)	900	0	土地に含む	0	0	土地に含む	900
(知事部局) 小 計	箇所数	3	2	2	2	1	4	14
	面積 (㎡)	435	14,001	375	147	1,099	7,495	23,552
	売却額 (千円)	900	402,570	土地に含む	0	0	0	403,470
教育 委員会	箇所数							0
	面積 (㎡)							0
	売却額 (千円)							0
警察本部	箇所数					1		1
	面積 (㎡)					34		34
	売却額 (千円)					0		0
合 計	箇所数	3	2	2	2	2	4	15
	面積 (㎡)	435	14,001	375	147	1,133	7,495	23,586
	売却額 (千円)	900	402,570	土地に含む	0	0	0	403,470

各年度の主たる処分財産は以下のとおりである。処分価額が土地・建物に按分されていないものが含まれるので、土地・建物を合わせた表で示す。

処分年度	名称	区分	土地		建築面積		処分価格 (千円)	取得価格 (千円)	取得年月日
			公簿面積(m <sup>2</sup> )	実測面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )	延べ面積(m <sup>2</sup> )			
平成14年度	元医科大学附属病院 仮病棟	土地	2,601.64	2,601.64			374,600	-	S52.3.31
	元医科大学附属病院 仮病棟	建物			1,916.48	13,921.17	402,570	2,135,175	S59.2.9
	高松県有地	土地	864.11	864.11			53,550	-	S55.7.22
	尾崎・花野・窪廃川敷地	土地	23,935.00	23,935.00			67,079	-	S40.4.6
	和歌山市磯ノ浦地区県有地	土地	18.00	18.74			2,474	-	H3.7.4
	市脇川廃川敷地	土地	528.00	528.10			14,470	25,400	H13.3.28
平成15年度	元果樹試験場職員宿舍用地	土地	785.00	785.00			25,000	55,400	H6.12.27
	尾崎・花野・窪廃川敷地	土地	12,761.00	12,761.00			47,075	-	S40.4.6
	果樹試験場かき・もも研究所	土地	1,275.00	1,277.01			20,391	-	-
	旧大阪観光センター跡地	土地・建物	19.97	19.97	115.08		23,500	46,773	S44.4.20
	元県立南部高等学校	土地	1,862.44	1,862.44			44,326	-	-
平成16年度	元真国宮駐在所敷地	土地	141.00	141.00			1,117	-	S49.11.1
	林業試験場中辺路試験地	土地	7.94	7.94			83	-	H16.6.8
	旧県道御坊湯浅線	土地	11.00	11.85			652	-	H11.11.11
	旧労働者いこいの村	土地・建物	38,478.54	38,478.54	93.45	93.45	無償	-	S51.3.31
	和歌山県ふるさと定住センター職員住宅	建物			53.20	53.20	無償	10,300	S50.5.27
平成17年度	元自動車運転免許第一試験場	土地	12,387.02	13,053.28			235,000	-	S36.3.1
	元紀伊職員住宅	土地	316.47	316.47			20,000	1,000	H4.7.20
	元梅ノ木独身寮	土地・建物	1,246.24	1,246.24	407.63	1,098.89	15,000	13,243	S48.3.31
	日高職業能力開発促進センター	土地	261.88	261.88			9,167	-	S43.5.17
	湯浅警察署管内交番、駐在所及び署施設	建物			17.07	34.14	無償	1,000	S43.3.30
平成18年度	打越県有地	土地	1,433.19	1,433.19			126,999	143,000	H1.3.29
	元県営西浜団地	土地	1,341.51	1,341.51			153,000	10,251	S44.5.19
	元出納長公舎	土地	322.74	322.74			53,810	-	S24.9.22
	元労働者の家やすらぎ荘	土地・建物	3,066.03	3,066.03	1,192.17	1,676.75	34,411	250,000	H15.3.18
	大新公園	土地・建物	16,239.00	16,239.00		5,601.00	無償	351,257	H4.5.2

上記3つの表のとおり、平成14年度、平成17年度、平成18年度は処分額が大きくなっている。

平成14年度については、主として元県立医科大の跡地（売却額777,170千円）を売却したことによるものである。

平成17年度については、主として元自動車運転免許第一試験場（売却額235,000千円）を売却したことによるものである。

平成18年度については、打越県有地が126,999千円及び元県営西浜団地が153,000千円で売却できたことに加え、有償での土地の処分件数が平成17年度は15件であるのに対して、平成18年度は26件となっており、土地の有償処分の件数が大幅に増加しているのは、平成18年度よりインターネットオークションによる未利用地の処分が開始され、入札への参加が一般的な形式となり、より多くの参加者を募ることができたことによる効果が現れ、処分額が大きくなっている。

## 2. 財産管理総論

### (1) 取得手続

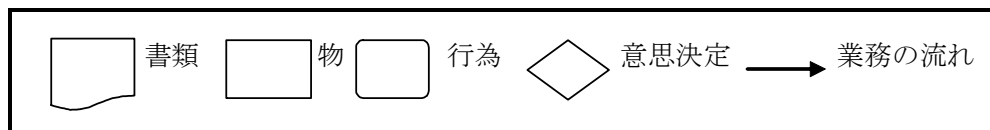
公有財産の取得については以下のような流れで取得する。

- 1) 部局長は公有財産を取得しようとするときはあらかじめ調査を実施する。
- 2) 部局長は公有財産を取得しようとするときは、当該取得についてあらかじめ総務部長に協議する。
- 3) 部局長は取得にかかる必要事項を記載し、管財課長及び総務管理局長を経て、総務部長に合議した上で知事の決裁を受ける。
- 4) 部局長は公有財産を取得したときは、当該取得につき速やかに、公有財産取得報告書により総務部長に報告する。なお、事務決裁規程に基づいて、定例的な報告については管財課長が報告を受領する権限を有している。
- 5) 部局長は原則として、登記の必要な財産は登記の完了後、その他の財産については収受が完了した後にその対価を支払う。
- 6) 公有財産取得報告書に基づいて公有財産台帳に記載するため管財課長の決裁を得る。
- 7) 管財課の担当者が公有財産台帳を作成する。
- 8) 管財課は公有財産台帳の写しを送付し、各所管課では写しに基づいて、公有財産台帳を作成する。

但し、1件 20,000 m<sup>2</sup>の面積、かつ、7千万円以上の財産の取得については議会の議決を求める。

以降、各業務について、業務の流れをフローで示すこととする。

フロー図で用いている図形の凡例は以下のとおりである。(以下、報告書内のフロー図共通)





## (2) 異動手続

### 1) 所属換え

所属換えとは、同一部局内の課室間での財産の移管手続のことを指し、ある課室の事務・事業の用に供されていた公有財産を他の課室の事務・事業の用に供する目的で行われるものである。

所属換えの手続の流れは以下のとおりである。

- ① 所属換えを行おうとする課室の長は、あらかじめ所属換えを受ける課室の長及び総務部管財課長との協議を行う。
- ② 所属換えの理由、台帳の記載事項、所属換えの相手方、所属換え後の用途、公有財産引継書及び所属換え報告書の案について、管財課長の決裁を受ける。
- ③ 所属換えされる公有財産は公有財産引継書をもって、当該公有財産が存する場所で、関係職員の立会いの下、所属換えを受ける課室への引継を行う。
- ④ 部局長は所属換えについて、公有財産の所属換え報告書を作成し、所属換えの事実を総務部長に報告する。
- ⑤ 公有財産の所属換え報告書に基づいて公有財産台帳に記載するため管財課長の決裁を得る。
- ⑥ 管財課では公有財産台帳を修正し、その写しを旧所管課及び新所管課に送付する。
- ⑦ 管財課から送付された写しに基づいて、旧所管課では公有財産台帳に抹消の記載を行い、新所管課では公有財産台帳を作成し、それぞれで保管する。

### 2) 所管換え

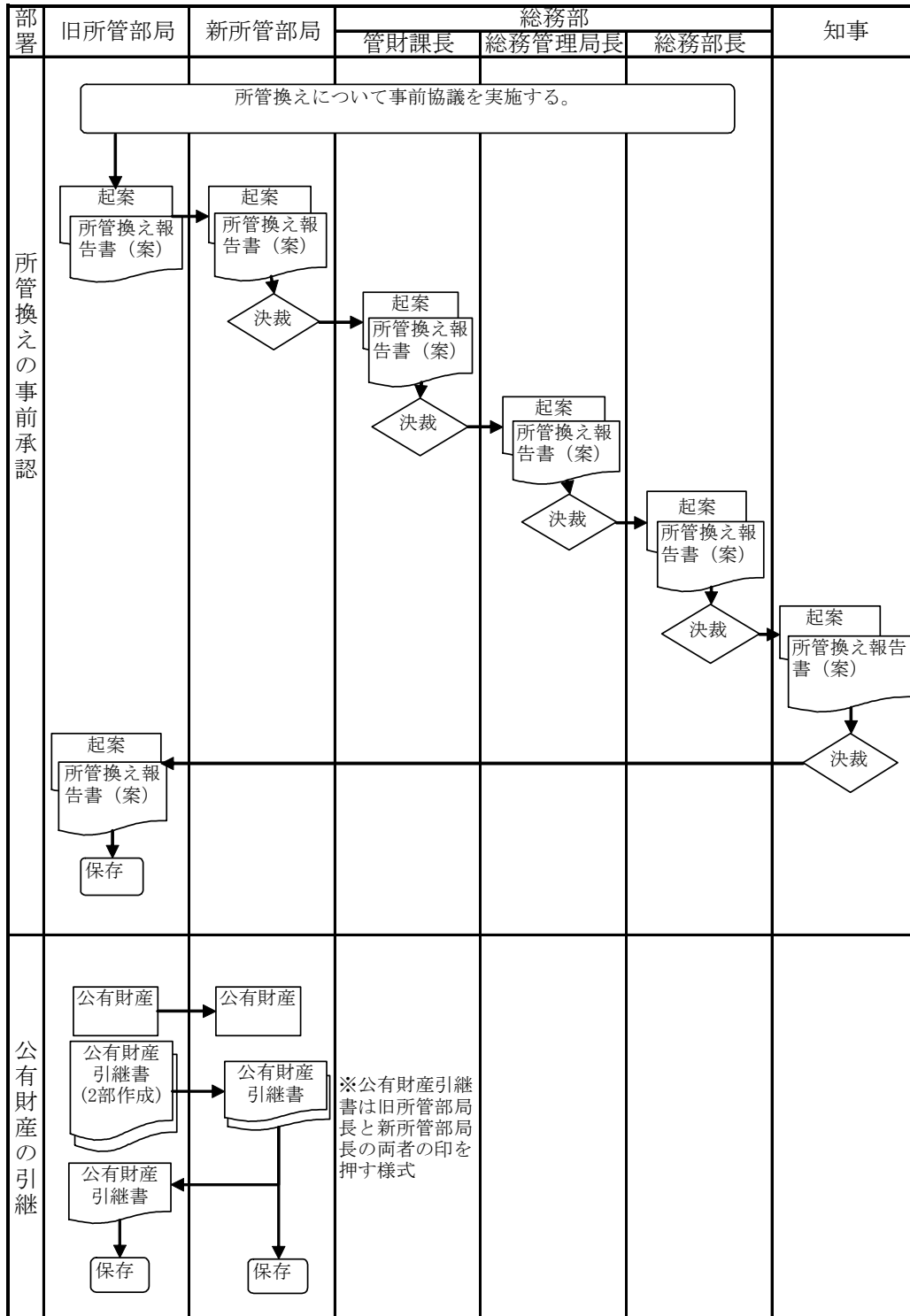
所管換えとは、部局間での財産の移管手続のことを指し、ある部局で事務・事業の用に供されていた公有財産を他の部局の事務・事業の用に供する目的で行われるものである。

所管換えの手続は以下のとおりである。

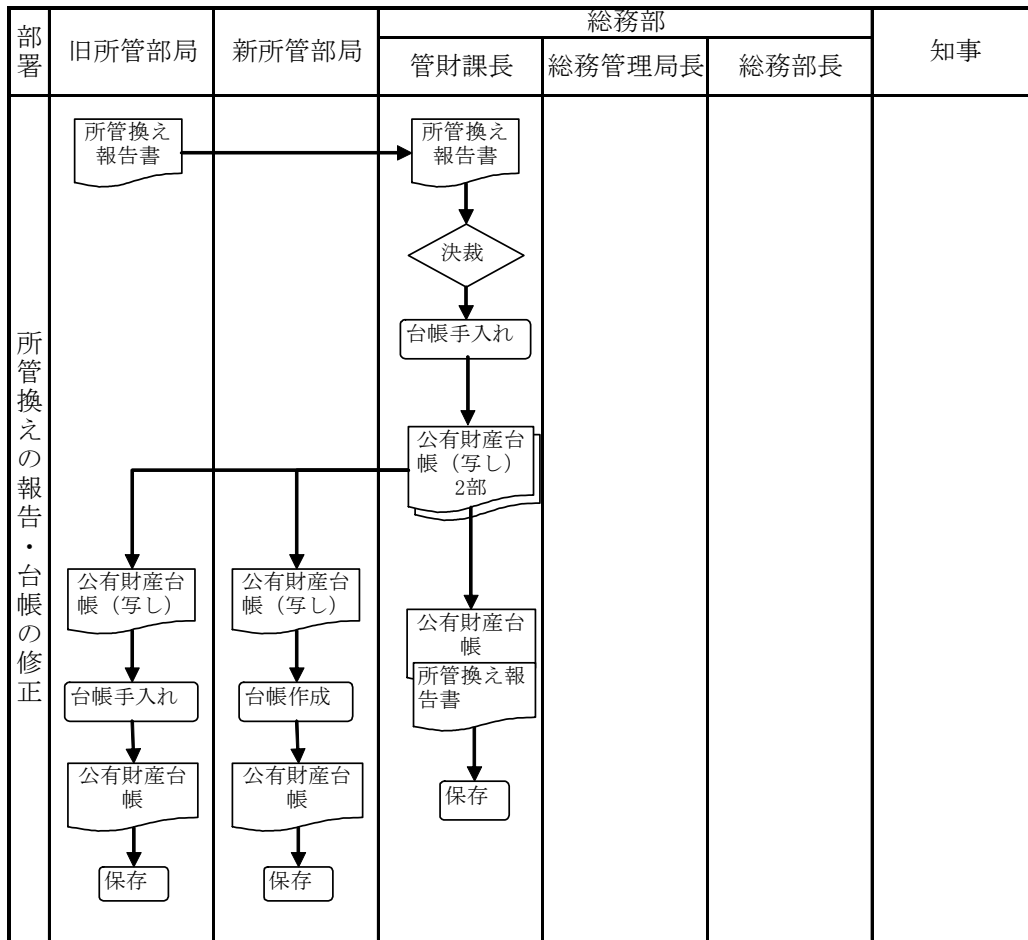
- ① 所管換えを行おうとする部局長は、あらかじめ所管換えを受ける部局長及び管財課長を経て、総務部長との協議を行う。
- ② 所管換えの理由、台帳の記載事項、所管換えの相手方、所管換え後の用途、公有財産引継書及び所管換え報告書の案について、管財課長及び総務管理局長を経て、総務部長に合議した上で知事の決裁を受ける。
- ③ 所管換えされる公有財産は公有財産引継書をもって、当該公有財産が存する場所で、関係職員の立会いの下、所管換えを受ける部局への引継を行う。
- ④ 部局長は所管換えについて、公有財産の所管換え報告書を作成し、所管換えの事実を総務部長に報告する。なお、事務決裁規程に基づいて、定例的な報告については管財課長が報告を受領する権限を有している。
- ⑤ 所管換え報告書に基づき、公有財産台帳の記載につき管財課長の決裁を得る。
- ⑥ 管財課では公有財産台帳を修正し、その写しを旧所管課及び新所管課に送付する。

- ⑦ 管財課から送付された写しに基づいて、旧所管課では公有財産台帳に抹消の記載を行い、新所管課では公有財産台帳を作成し、それぞれで保管する。

ここでは事務決裁規程に基づく、所管換えの業務の流れを例に、フロー図で示すと以下のとおりになる。







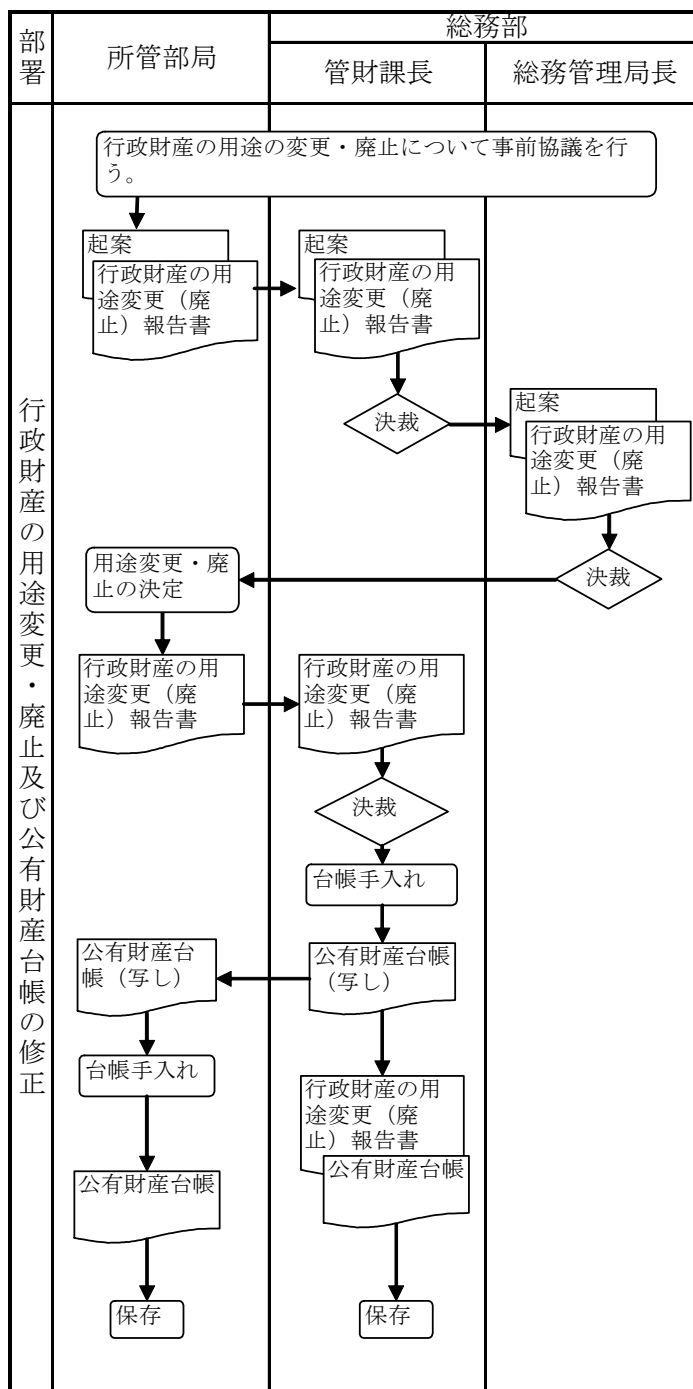
### 3) 行政財産の用途の変更又は廃止

行政財産はその性質上用途が明確になっており、取得目的に合致した形態で最も効果的な運用を図るよう求められるものである。行政財産の用途の変更又は廃止は、行政財産を何らかの理由で当初の用途に使用しなくなった際に行われる手続であり、現状と当初の想定の間には差異が生じているという観点から重要な手続といえる。

行政財産の用途の変更又は廃止の手続は以下のとおりである。

- ① 部局長は行政財産の用途の変更又は廃止について、事前に総務部長と協議する。  
なお、事務決裁規程により、総務管理局長と協議することで足りる。(用途の変更又は廃止に付随して所管換えが必要となる場合はあわせて手続を実施する。)
- ② 台帳の記載事項、用途の変更又は廃止の理由、用途の変更又は廃止後の取扱い及び行政財産の用途変更(廃止)報告書案について、管財課長を経て、総務部長と協議の上決裁を受ける。  
なお、事務決裁規程に基づいて、総務管理局長が決裁権限を有している。
- ③ 用途の変更の場合は、引き続き所管の部局長が管理する。廃止の場合は直ちに、当該公有財産を総務部長に引き継ぐこととなる。但し、部局での管理が合理的な場合は引き続き部局での管理を行う。
- ④ 部局長は行政財産の用途変更(廃止)報告書を、総務部長に提出し、行政財産の用途の変更又は廃止の報告を実施する。  
なお、事務決裁規程に基づいて、定例的な報告については管財課長が報告を受領する権限を有している。
- ⑤ 公有財産の行政財産の用途変更(廃止)報告書に基づいて公有財産台帳に記載するため管財課長の決裁を得る。
- ⑥ 管財課の担当者が台帳への記載を行い、その写しを所管課に送付する。
- ⑦ 管財課から送付された写しに基づいて、所管課では公有財産台帳の記載を行う。

事務決裁規程に基づく用途変更・廃止の業務の流れを、フロー図で示すと以下のとおりになる。



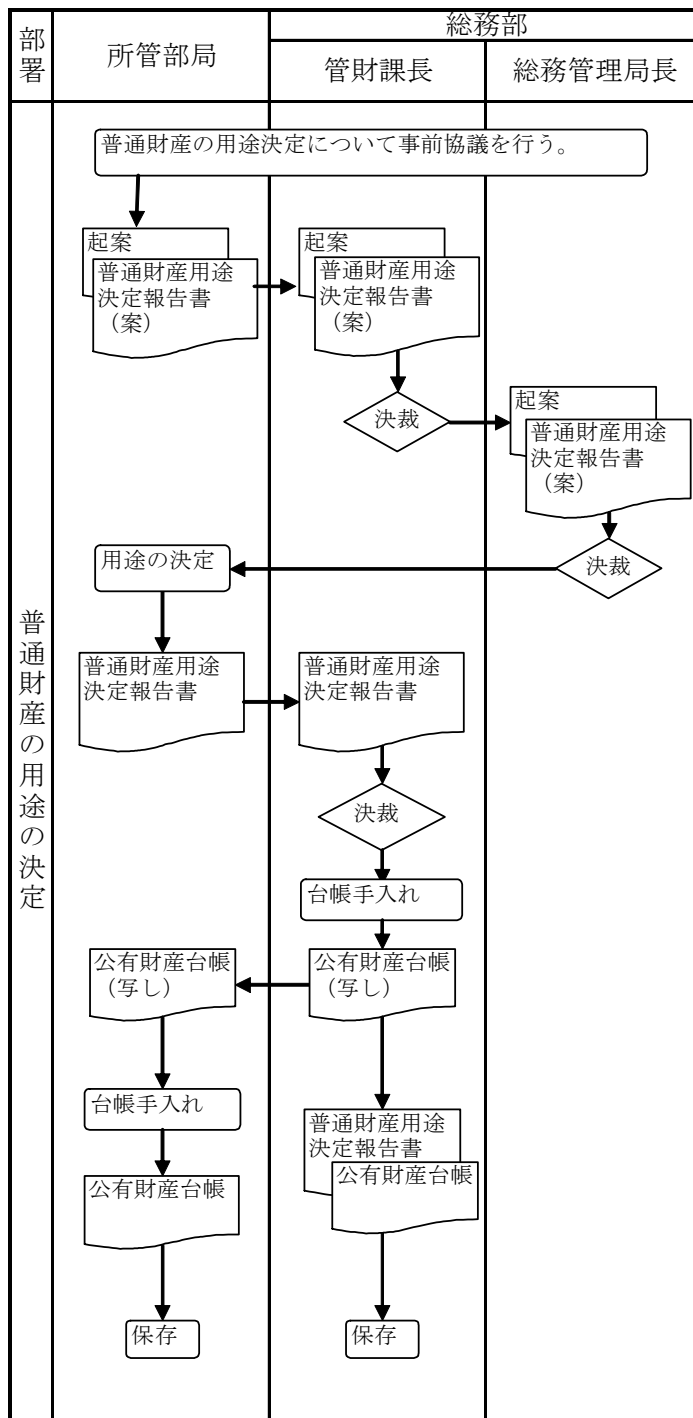
#### 4) 普通財産の用途決定

普通財産は公用又は公共用に供することが決定した時点で、行政財産となる。通常、普通財産は用途の廃止が行われた行政財産であることが想定されるため、その用途決定については慎重に行うべきであり、普通財産の用途決定は重要な手続と考えられる。

普通財産の用途決定は次のような手続で実施される。

- ① 部局長は普通財産の用途決定について、事前に総務部長と協議する。  
なお、事務決裁規程により、総務管理局长と協議することで足りる。
- ② 台帳の記載事項、用途の決定の理由、用途の決定後の取扱い及び普通財産用途決定報告書案について、管財課長を経て、総務部長と協議の上決裁を受ける。  
なお、事務決裁規程に基づいて、総務管理局长が決裁権限を有している。
- ③ 普通財産用途決定報告書を総務部長に提出し、普通財産の用途決定を報告する。  
なお、事務決裁規程に基づいて、定例的な報告については管財課長が報告を受領する権限を有している。
- ④ 管財課の担当者が台帳への記載を行い、その写しを所管課に送付する。
- ⑤ 管財課から送付された写しに基づいて、所管課では公有財産台帳の記載を行う。

事務決裁規程に基づく、普通財産の用途決定の業務の流れを、フロー図で示すと以下のとおりになる。



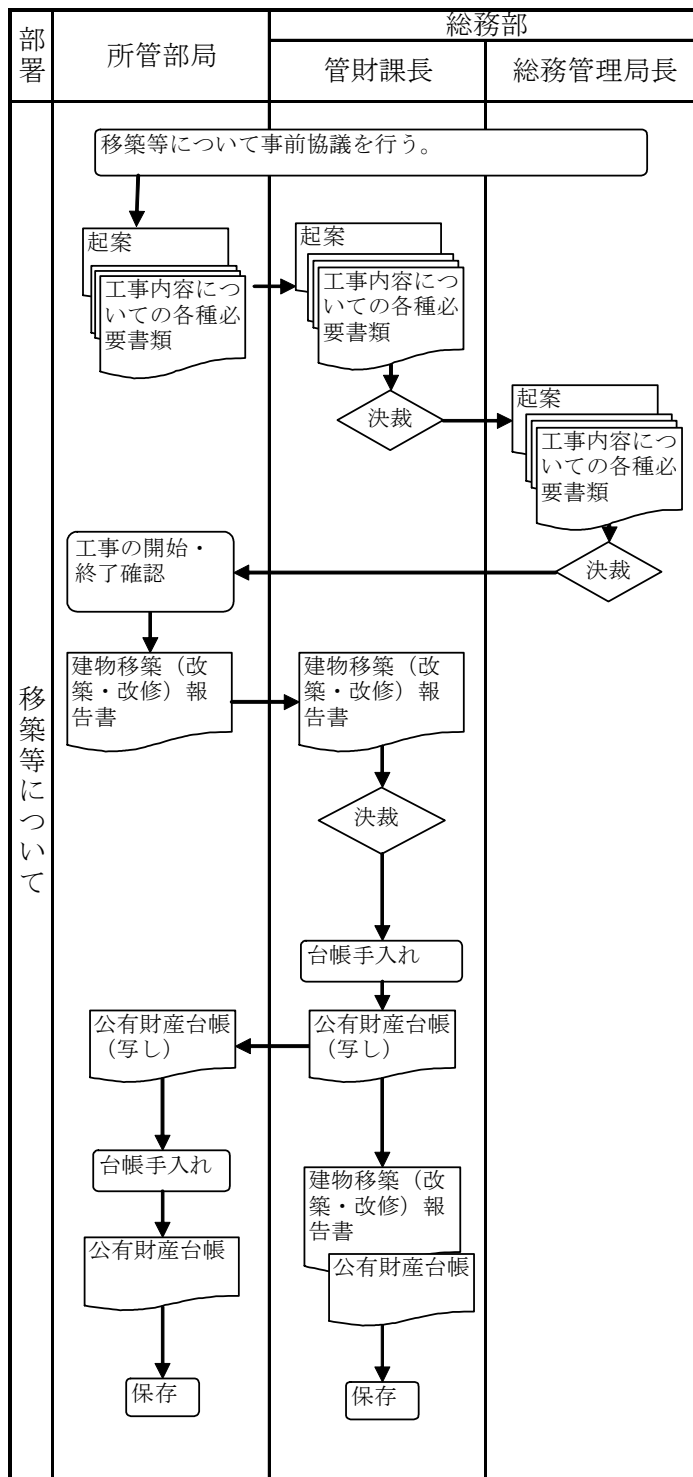
## 5) 移築等

移築等とは建物の移築、改築、大規模改修を行うことを指す。但し県土整備部公共建築課の行う営繕工事はここには含まれない。

移築等の手続は以下のように行われる。

- ① 部局長は移築等について事前に総務部長と協議する。  
なお、事務決裁規程により、総務管理局长と協議することで足りる。
- ② 部局長は財産の名称、種類、数量、所在及び工事の内容及び必要書類について、管財課長を経て、総務部長の決裁を受ける。  
なお、事務決裁規程に基づいて、総務管理局长が決裁権限を有している。
- ③ 部局長は公有財産の建物移築（改築・改修）報告書を作成し、管財課長を経て、総務管理局长に提出し、その内容を報告する。  
なお、事務決裁規程に基づいて、管財課長が報告を受領する権限を有している。
- ④ 建物移築（改築・改修）報告書に基づき、公有財産台帳に記載するため管財課長の決裁を得た上で、管財課の担当者が台帳への記載を行い、その写しを所管課に送付する。
- ⑤ 管財課から送付された写しに基づいて、所管課では公有財産台帳の記載を行う。

事務決裁規程に基づく、移築等の業務の流れを、フロー図で示すと以下のとおりになる。



### (3) 処分手続

処分手続とは、普通財産の交換、譲与、売払いを実施することを指す。

先述のとおり、処分手続が行える財産は普通財産に限られる。不用になった行政財産については用途の廃止を事前に行い、普通財産としておく必要がある。

#### 1) 財産の交換・譲与

財産の交換、譲与については「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」があり、詳細が定められている。

交換・譲与手続の流れは以下のとおりである。

- ① 交換・譲与について、起案し、決裁をとる。当該決裁は管財課長及び総務部長を經由し知事の決裁をとる。当該起案には、普通財産売払い等申請書、契約書案、財産評価調書、図面、財産処分報告書案その他必要書類を添付する。
- ② 相手方と交換契約又は譲与契約を締結する。
- ③ 交換又は贈与が実施され、登記の変更を行う。交換について交換差金が生じている場合は交換差金の授受を行う。
- ④ 取引の終結後に普通財産の処分を行った部局長は、その旨を管財課長を通じて、総務部長に報告しなければならない。
- ⑤ 管財課では財産処分報告書に基づいて、管財課長の決裁を経た上で公有財産台帳に処分した旨を記載し、その写しを所管課に送付する。
- ⑥ 所管課では管財課より送付される写しに基づいて、公有財産台帳に処分した旨を記載し、保管する。

#### 2) 財産の売払い

売払いについては、主に管財課で取り扱っており、原則として一般競争入札により行うこととなっている。平成19年2月より、和歌山県では売払いに係る一般競争入札について、ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システムを利用して、インターネットオークションの形式で実施している。インターネットオークション形式によれば、売却情報の周知範囲の拡大、多数の入札者の参加機会の確保及びそのことによる高い落札額の確保というようなメリットがあるため、今後は売払いの一般競争入札について、インターネットオークションの形式で実施する方針である。

和歌山県としての事務手続の観点からは、インターネットオークション形式と従来の方法の差は入札手続をインターネット上で行うか否かという点であり、事務内容は大きくは変化していない。

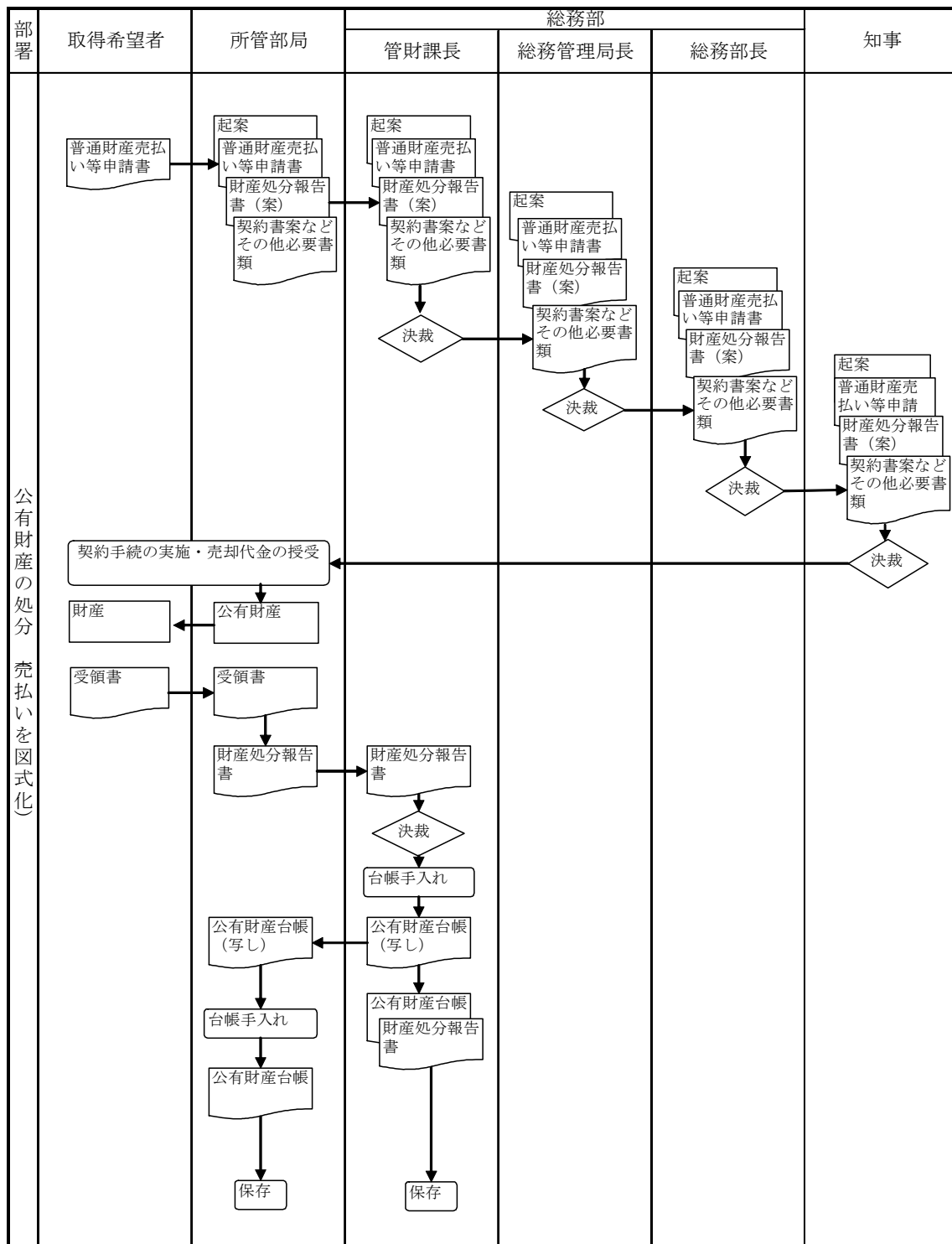


随意契約による売払い手続の流れは以下のとおりである。

- ① 取得希望者から普通財産売払い等申請書が提出される。
- ② 売払いについて起案し、決裁をとる。当該決裁は管財課長、総務管理局长及び総務部長を経由し、知事の決裁をとる。当該起案には、普通財産売払い等申請書、契約書案、財産評価調書、図面、財産処分報告書案その他必要書類を添付する。なお、当該売払いが議会の承認を必要とする場合には、議会へ諮る議案も添付する必要がある。
- ③ 売払い先との間で売買契約を締結する。
- ④ 売買代金を受領し、登記後、登記済書と受領書を購入者に送付し財産を引き渡す。
- ⑤ 取引の終結後に普通財産の処分を行った部局長は、その旨につき財産処分報告書をもって、管財課長を通じて総務部長に報告しなければならない。  
なお、事務決裁規程に基づいて、定例的な報告については管財課長が報告を受領する権限を有している。
- ⑥ 管財課では取引の終結後に財産処分報告書に基づいて、管財課長の決裁を経た上で、公有財産台帳に処分した旨を記載する。
- ⑦ 所管課では管財課より送付される写しに基づいて、公有財産台帳に処分した旨を記載し、保管する。

なお、競争入札については、入札物件、売払方法、公告方法、契約等、入札に関連する事項について、管財課長、総務管理局长及び総務部長を経由し、知事の決裁を受けた上で、公告を行い、入札を実施する。入札の結果落札した者との間で、売買契約を締結する。売買契約の締結以降の手続は随意契約の場合と共通である。

事務決裁規程に基づき、売払いについての業務の流れを、フロー図で示すと以下のとおりになる。



#### (4) 台帳管理の状況

管財課では年に一回の頻度で、各部局から提出される財産現況報告と公有財産台帳とを照合している。

公有財産台帳の記載項目の記載方法については、土地、建物、附属物及び設備の3種類の様式が定められており、その記載方法には、それぞれ注意事項が記載されている。附属物については種類が多くその分類を適切に行うようにするための分類の指針及び分類表がある。

なお、取得年月日については、新築物件は検査調書の検査年月日、寄附物件は寄附の受納日、購入物件は契約書の年月日、営繕工事の建築物件は検査調書の検査年月日とする旨が「各種報告書の注意点」に記載されている。

公有財産台帳の記載の注意事項は以下のとおりである。

##### 土地の部の注意事項

- (1) 番号は取得順により記載すること。
- (2) 面積は、公簿面積により記載することとし、実測面積は備考欄に記載すること。
- (3) 価格は、購入に係るものはその購入価格を、その他のものは台帳登録時の価格を記載すること。
- (4) 取得原因は、備考欄に記載すること。
- (5) 財産が滅失し、又は財産を処分したときは、備考欄にその年月日及び滅失の原因又は処分の方法を朱書し、当該朱書部分以外を朱線で抹消すること。

##### 建物の部の注意事項

- (1) 建物名称は、一棟ごとに記載し、一棟に二室以上区画している場合にはその代表的な名称を記載すること。
- (2) 番号は、建物の配置により一棟ごとに一連番号を記載すること。
- (3) 価格は、新築、増築、改築、大規模な改修に係るものはその工事価格を、購入に係るものはその購入価格を、その他のものは、台帳登録当時の価格を記載すること。
- (4) 附帯設備は、電気設備、給水設備、空調設備等建物に定着した設備を記載すること。
- (5) その他については「土地の部」の注意に準ずること。

##### 附属物及び施設の部

- (1) 附属物又は設備の名称は、門、柵、塀、井戸、テニスコート、バックネット、水槽等建物以外の工作物の名称を記載すること。
- (2) 員数は、長さ、個数、面積等を記載すること。
- (3) 価格は、建築に係るものは工事価格を、購入に係るものはその購入価格を、その他のものは、台帳登録当時の価格を記載すること。
- (4) その他については「土地の部」の注意に準ずること。

#### (意見) 公有財産台帳の記載方法について

公有財産台帳の記載方法については、上記のように一定のルールがあるが、以下のような不明確な点があるため、担当者によって、記載内容が異なる可能性がある。このため、記載

方法をより明確に定める必要がある。

- 1) 土地について、造成費の記入方法が不明確である。
- 2) 建物の新築、増築、改築、大規模な改修については工事価格を記載することとなっているが、工事価額には附帯設備の取得費や附属物の取得費が含まれており、また、工事契約の中に重要物品や物品の購入が含まれていたとしても区分することが想定されていない。
- 3) 価格欄に記入する金額の単位が不明確であり、円単位の記入と千円単位の記入が混在している。
- 4) 附帯設備について金額の記載の単位が、設備ごとでなく契約ごとになっている場合と設備ごとに金額を付している場合が混在している。
- 5) 附帯設備の名称の付し方が不明確である。
- 6) 附帯設備を取り替えたときの記入方法が不明確である。

(意見) 各所管課で保管される公有財産台帳の記載について

和歌山県では、所管課においては管財課で作成又は修正された公有財産台帳の写しに基づいて所管課の担当者が手書きで公有財産台帳を作成している。このような体制では担当者によって記載の方法が異なる可能性があるため、所管課において公有財産台帳を作成する際に、管財課の公有財産台帳と全く同一の記載とならない場合がある。

このため、公有財産台帳の記載の方法について、公有財産台帳をどの担当者が作成しても同一になるように周知徹底する必要がある。

(意見) 各所管課で保管される公有財産台帳の位置づけについて

前述のとおり、和歌山県では管財課で作成又は修正された公有財産台帳について、その写しを各所管課に送付し、所管課ではその写しに基づいて公有財産台帳を作成しており、正本として保管している。

公有財産管理の観点からは所管課に正本として公有財産台帳がある必要はなく、管財課と所管課でそれぞれ公有財産台帳を作成・保管することは、業務の重複が生じていると考えられる。

したがって、公有財産の取得・処分等の手続が適時・適切に実施できるよう所管課に周知徹底し、公有財産台帳については管財課の下で一元的管理が適切に実施できるのであれば、所管課で保管する公有財産台帳については、管財課作成の写しで足りると考える。

#### (5) 登記の状況

不動産などの登記は、大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の情報を公の帳簿に記載し、これを一般に公開することにより、権利関係などを誰にでもわかるようにする重要な手続である。県でも部局長は、登記を要する公有財産を取得したきは、直ちに登記等の手続を行わなければならない（公有財産事務規程第10条抜粋）とあり、登記が求められている。

県有地で登記が未完了となっているのは、(6) 遊休資産の状況で後述する廃川、廃道敷地の一部であり、今後の地籍調査等に基づき対応を図る予定となっている。

#### (意見) 建物の登記について

今回の監査において、施設の個別調査を実施した（第2章Ⅱ参照）が、監査の対象とした施設について、土地の登記手続はなされていたが、建物については登記がなされていなかった。

公有財産事務規程に基づき、登記手続は行うべきであるが、県の有する建物については不動産登記法上、登記義務が免除されていること、登記費用等と比べて登記することの利益が少ないことから、登記を要しないこととなっている。

当該事項は県の規程には準拠しているが、建物の登記は行う方が望ましいと考える。

(6) 遊休資産の状況

1) 遊休資産の現況

和歌山県の所有する公有財産は、その大半が行政目的に沿って有効に活用されているが、社会的・経済的な環境変化のなかで、現在では有効に活用されなくなった公有財産が現実存在している。

これらのいわゆる遊休資産を遊休状態のまま放置することは、現在の厳しい財政状況下において許容されないものといえる。

なお、遊休資産概念と法上の公有財産区分との関係についてであるが、一般的には普通財産が遊休資産の対象として考えられる。もっとも、貸付等によって有効に活用されている普通財産については、遊休資産の概念には含まれない。また、行政財産であっても、遊休資産の概念にあてはまるものもありうる。

県の普通財産の内訳は以下のとおりである。

	県 全 体		知事部局所管				教育委員会		警察本部	
	件数	面積 (㎡)	管財課		その他		件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
			件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)				
廃道敷地	10	15,810	10	15,810						
廃川敷地	67	65,404	41	48,318	26	17,087				
埋立地	6	7,168	4	4,936	2	2,232				
一般県有地	80	848,610	30	198,990	43	634,249	4	14,208	3	1,163
合 計	163	936,992	85	268,054	71	653,568	4	14,208	3	1,163

上記一般県有地のうち、貸付等により有効に活用されているもの以外の資産（遊休資産）は次のとおりである。

	土 地			建 物		
	件数	面積 (㎡)	備 考	件数	面積 (㎡)	備 考
知事公室						
総務部	18	35,850	元那賀高等学校敷地			
環境生活部	1	5,240	生石高原の家	1	1,470	元生石高原の家
福祉保健部	3	30,940	元松江厚生住宅跡地外			
商工労働部						
農林水産部	3	166,626	畜産育成公舎跡地外			
県土整備部	9	374,830	元南紀白浜空港外	1	1,087	白浜空港管理事務所
教育委員会	1	1,981	和歌山北高等学校			
警察本部	1	1,163	元柱本検問所跡地	1	60	元川原河宿舎
合計	36	616,632		3	2,619	

## 2) 遊休資産の処分（売却）状況

和歌山県においても、これまで将来的な利活用が望めない遊休資産について売却を進めてきた。

平成13年度～平成18年度における公有財産の売却状況は、「2. (3) 3) 処分状況について」で記載した表のとおりであり、和歌山市内の優良物件を中心として、平成13年度～18年度の6年間で総額26億円程度の売却収入を確保している。

上記の県有地とは別に、廃道・廃川敷地についても売却が進められている。

廃道敷地、廃川敷地については、過去の経緯から公図が混乱している、図面が存在しない等の問題があり早期に処理できない用地が多く存在しているが、近年の地籍調査の進展による公図等の整備により売却可能となったものから順次売却が進められているところである。

過去6年間の廃川・廃道敷地に係る処分の状況は次のとおりである。

	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	6年間合計
管財課 所管分	箇所数	2	1	3	2	3	1	12
	面積 (㎡)	549	23,935	14,173	5,349	1,545	6	45,557
	売却額 (千円)	6,580	67,078	47,075	-	3,876	-	124,609
他課室分	箇所数	2	5	2	2	2	12	25
	面積 (㎡)	385	793	244	28	331	2,700	4,480
	売却額 (千円)	950	16,566	1,609	1,183	6,693	21,524	48,527
合計	箇所数	4	6	5	4	5	13	37
	面積 (㎡)	933	24,728	14,417	5,377	1,877	2,705	50,037
	売却額 (千円)	7,530	83,644	48,684	1,183	10,570	21,524	173,137

## 3) 未利用県有財産調査

県では平成18年3月に「行財政改革推進プラン」を策定しており、同プランにおいて歳入確保策のひとつとして未利用県有財産の処分を掲げている。遊休資産の処分をさらに加速させるため、平成18年度から管財課による未利用県有財産の調査が全庁的に実施されており、未利用県有財産（但し対象は土地に限る。）の処分可能性について個別に検討が行われているところである。

未利用県有財産の調査は次のような手順で実施されている。

まず、次の要件に合致する公有財産の有無について各課への照会を行い、検討対象となる未利用財産の把握が行われた。

#### 現在未利用となっている財産

- ・利用目的はあるが、社会情勢や財政状況の変化等によって利用されていない財産で3年以上経過しているもの
- ・利用計画の変更等によって、敷地の一部が利用されていない土地で今後とも利用する予定のないもの
- ・利用目的が終了、不明確となっており、利用されていない財産

#### 現在は利用しているが、今後、未利用となることが見込まれる財産

- ・現在は利用しているが、今後3年以内に未利用となることが見込まれる財産
- ・普通財産で貸付中となっているが、返還される見込みの財産

未利用県有財産として報告された土地について、各所管課から提出された未利用県有財産調査票に基づき、処分可能性の検討が行われている。

未利用財産の処分可能性の高さ、処分準備事務にかかる費用と売却益との費用対効果等を勘案し、管財課において優先順位をつけている。処分の優先順位が高いとされた財産については、処分にあたっての準備事務となる境界確定や測量に係る費用（予算）を管財課で一括計上し所管課に配当している。

平成18年度に各課から報告のあった上記41件も含め、平成18年度に6件が売却処分されており、平成19年度にも8件の売却が予定されているところである。



◆ 未利用県有地の一覧

No	処分(予定)年度	部	課室	財産種別	財産名称	所在地	土地面積(m <sup>2</sup> )	建物等の有無
1	H19	総務	管財課	普通	元高野口保健所(所長宿舍敷地)	高野口町	151	無
2	H18	総務	管財課	普通	北新桶屋町県有地	和歌山市	88	無
3		総務	管財課	普通	元旭橋職員住宅	和歌山市	275	無
4	H18	総務	管財課	普通	元副知事公舎	和歌山市	314	無
5	H18	総務	管財課	普通	元出納長公舎	和歌山市	320	無
6	H18	総務	管財課	普通	元塩屋職員住宅	和歌山市	185	有
7	H18	総務	管財課	普通	元高松職員住宅	和歌山市	147	有
8		総務	管財課	普通	吹上県職員住宅(特4, 5, 6)	和歌山市	871の一部	有
9		総務	管財課	普通	元那賀高等学校(台帳NO. 1)	岩出市	10,488	無
10		総務	管財課	普通	元那賀高等学校(台帳NO. 3)	岩出市	1,180	無
11		総務	管財課	普通	海南県有地(台帳NO. 2, 3, 4)	海南市	8,353	無
12		総務	管財課	普通	元二川えん堤管理事務所	有田川町	8,143	無
13		総務	管財課	普通	元超短波無線電話中継所	那智勝浦町	2,112	無
14		総務	管財課	普通	元御坊保健所野犬処分場敷地	印南町	466	無
15	H19	総務	管財課	普通	旧御坊(吉田)職員住宅	御坊市	758	無
16		総務	管財課	普通	旧東家職員住宅	橋本市	661	無
17		福祉保健	福祉保健総務課	普通	旧松江厚生住宅敷地	和歌山市	3,966	無
18		福祉保健	福祉保健総務課	普通	元紀南福祉エリア建設予定地(台帳NO. 2)	那智勝浦町	2,826	無
19	普通			同上(台帳NO. 3)	那智勝浦町	3,408	無	
20	普通			同上(台帳NO. 4)	那智勝浦町	17,122	無	
21	普通			同上(台帳NO. 5)	那智勝浦町	66	無	
22	普通			同上(台帳NO. 6, NO. 7)	那智勝浦町	36	無	
23	普通			同上(台帳NO. 8)	太地町	327	無	
24	普通			同上(台帳NO. 9)	那智勝浦町	240	無	
25		福祉保健	子ども未来課	行政	仙溪学園(台帳NO. 2)	紀の川市	1,993	無
26				行政	仙溪学園(台帳NO. 26)	紀の川市	3,345	無
27		福祉保健	長寿社会推進課	普通	無憂園	白浜町	2,948	有
28	H18	商工観光労働	労働企画課	普通	元労働者憩いの家やすらぎ荘	那智勝浦町	3,066	有
29	H19	農林水産	農林水産総務課	行政	内水面漁業センター所員宿舎	紀の川市	1,423	有
30		農林水産	農林水産総務課	普通	増養殖研究所	田辺市	2,512	有
31		農林水産	農林水産総務課	普通	畜産試験場場長公舎	すさみ町	161	有
32		農林水産	畜産課	普通	畜産用施設(畜産育成公社跡地)	印南町	162,689	有
33		農林水産	定住促進課	普通	元中津(高津尾)教職員住宅	日高川町	141	有
34-1	H19	県土整備	県土整備総務課	普通	元有田振興局建設部広川宿舎(広)	広川町	236	無
34-2	H19	県土整備	県土整備総務課	普通	同上	広川町	210	無
35	H19	県土整備	県土整備総務課	普通	元有田振興局建設部広川宿舎(下津木)	広川町	151	無
36		県土整備	振興課	行政	南紀白浜空港の一部	白浜町	323	無
37		県土整備	振興課	普通	元南紀白浜空港	白浜町	368,403	有
38		県土整備	振興課	普通	元南紀白浜空港建設用地	白浜町	1,045	無
39		教育委員会	教育総務課施設整備室(県立学校課)	普通	和歌山県教育研修センター 紀南教育研修センター	田辺市	1,144	有
40-1	H19	警察	会計課	普通	橋本警察署管内交番、駐在所及び署施設	橋本市	422	無
40-2	H19	警察	会計課	普通	同上	橋本市	655	無
41		警察	会計課	行政	岩出警察署管内宿舎	岩出市	201	無

※ 平成19年度現在である。また、斜字部分は、今回の個別調査対象財産である。

(意見) 現物調査時における管財課による未利用財産の把握

上記の未利用財産の調査及び処分手続により、遊休資産の把握及び処分について一定の成果が出ていると評価することができる。

しかし、上記の調査により所管課から報告された未利用財産は氷山の一角ではないかと思われる。なぜなら、自らの意思決定に基づき取得した公有財産が有効に利用されていないと自ら明らかにすることには躊躇が生じるものと思われ、所管課の自己申告だけでは全てを把握することが困難と思われるからである。

やはり、第三者的な立場にある管財課が行政財産の利用状況について自ら出向いて調査を行い、客観的な観点からみて効率的に利用されていないと考えられる資産については、利用方法の改善や、より有効に活用することが可能な他課への所管換え、更には売却等による処分を推進していくべきと考える。

そのために、現在管財課で実施されている現物調査の機会を有効利用すべきである。すなわち、管財課は部局で管理する公有財産の現物調査を数年間のローテーションで実施しているが、調査内容は現物の実在性確認及び公有財産台帳記載の正確性の確認が中心となっている。現物調査の機会に利用状況（活用度合い）等をあわせて調査し、利用状況の芳しくない財産について処分可能性を所管課に対して指摘するべきである。

## (7) 行政財産の使用許可の状況

### 1) 総論

行政財産とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことをいい、行政目的で使用されるため、原則として、貸付、交換、売却等の行為が禁止されている（法 238 条の 4 第 1 項、第 2 項）。

しかし、次の各号のいずれかに該当する場合については、その用途又は目的を妨げない程度において行政財産の使用を許可することができる（公有財産事務規程 22 条）。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
- (2) 公共的な講演会、研究会等の用に供する場合
- (3) 当該行政財産を使用し、又は利用する者のために、食堂、売店、自動販売機、自動現金支払機等の用に供する場合
- (4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合
- (5) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合
- (6) 前各号のほか、特に必要があると認められる場合

行政財産の使用許可の期間は、原則として 1 年以内とされており（同 23 条）、行政財産の使用料は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）の規定により算定した使用料を支払うこととされている（同 24 条）。

また、部局長は、その所管する行政財産について使用の許可又は変更許可をしようとするときは、一部例外を除き、当該許可についてあらかじめ総務部長に協議しなければならない（同 26 条）。

行政財産の使用料（和歌山県使用料及び手数料条例 別表第1 33）

	目的		単位	区域別使用料					
				特別の区域	和歌山市の区域	その他の市の区域	町の区域	村の区域	
土地	電柱	第1種電柱	1本1年につき	1,000円	1,000円	1,000円	770円	770円	
		第2種電柱	1本1年につき	1,600円	1,600円	1,600円	1,200円	1,200円	
		第3種電柱	1本1年につき	2,200円	2,200円	2,200円	1,600円	1,600円	
		支柱・支線	1本1年につき	1,000円	1,000円	1,000円	770円	770円	
	電話柱	第1種電話柱	1本1年につき	930円	930円	930円	690円	690円	
		第2種電話柱	1本1年につき	1,500円	1,500円	1,500円	1,100円	1,100円	
		第3種電話柱	1本1年につき	2,100円	2,100円	2,100円	1,500円	1,500円	
		支柱・支線	1本1年につき	930円	930円	930円	690円	690円	
	水道管、ガス管その他地下埋設物	外径が0.4m未満のもの	1メートル1年につき	190円	190円	190円	140円	140円	
		外径が0.4m以上1m未満のもの	1メートル1年につき	480円	480円	480円	360円	360円	
		外径が1m以上のもの	1メートル1年につき	950円	950円	950円	710円	710円	
		建物、構築物等を設置しない場合		使用面積1平方メートルにつき1年	1,730円	860円	520円	350円	260円
		建物、構築物等を設置する場合		使用面積1平方メートルにつき1年	2,590円	1,300円	780円	520円	350円
建物	食堂売店	木造	使用面積1平方メートルにつき1年	7,920円	3,960円	2,770円	1,980円	1,580円	
		非木造	使用面積1平方メートルにつき1年	15,840円	7,920円	5,540円	3,960円	3,170円	
	事務室	木造	使用面積1平方メートルにつき1年	6,340円	3,170円	2,380円	1,580円	1,190円	
		非木造	使用面積1平方メートルにつき1年	12,670円	6,340円	4,750円	3,170円	2,380円	
	倉庫物置	木造	使用面積1平方メートルにつき1年	3,960円	1,980円	1,580円	1,190円	990円	
		非木造	使用面積1平方メートルにつき1年	7,920円	3,960円	3,170円	2,380円	1,980円	
	その他	木造	使用面積1平方メートルにつき1年	5,150円	2,570円	1,980円	1,390円	1,190円	
		非木造	使用面積1平方メートルにつき1年	10,300円	5,150円	3,960円	2,770円	2,380円	
	その他の行政財産の使用料は、その都度知事が定める。								

備考（略）

なお、使用料については、「行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について（依名通達）」（平成 10 年 4 月 1 日）において減免の基準が設けられており、当該通達に基づき減免されることがある。

具体的には、他の地方公共団体に公用又は公共用として使用させる場合や、県がその指導監督を行う公共的団体が公益の事業を行うため使用する場合、災害その他の緊急事態の発生により使用させる場合等、一定の場合には使用料が減免ないし減額されている。

## 2) 行政財産の使用許可手続

行政財産を使用する場合には、使用者が県の許可を受けなければならない。まず、行政財産使用許可申請書(別記第 11 号様式)を行政財産の所管部署に提出する。所管部署では、使用許可の可否に関する検討がなされ、決裁されれば知事名による使用許可通知が使用者に渡される。

使用料は行政財産を所管する部署で計算されている。管財課における合議が必要な場合は、管財課において再計算がなされている。

使用許可の決裁後、所管部署では収入調定票を起票し、納入通知書を使用者に対して送付する。使用料の支払いは原則前払いである。

使用料が収納されていることの確認は所管部署で実施されており、出納室からの入金通知に基づき入金確認が行われている。

### 3) 行政財産の使用料の推移

(単位：千円)

科目	H16	H17	H18		
				うち 貸地	うち 貸家
使用料及び手数料					
使用料					
総務使用料	66,063	67,806	20,504	2,536	17,968
民生使用料	431	545	431	173	257
衛生使用料	872	1,031	3,125	675	2,449
労働使用料	81	1,739	1,737	75	1,661
農林水産業使用料	4,568	4,529	5,354	3,610	1,743
商工使用料	11,486	8,385	14,783	790	13,993
土木使用料	1,662	1,723	1,779	970	809
警察使用料	16,723	14,192	15,221	2,879	12,342
教育使用料	10,186	10,814	54,602	2,699	51,902
合 計	112,077	110,764	117,538	14,411	103,127

総務使用料は大幅に減少しているが、これは「ビッグ愛」(和歌山市)が知事部局(知事公室)から教育委員会の所管に変更となったことに伴うものである(46百万円)。

### 4) 行政財産の使用許可手続の妥当性検討

県から提出を受けた平成18年度における行政財産の使用許可一覧から9件の使用許可手続を抽出して、下記の監査要点についての検討を行った。

#### 監査要点

- ・使用許可するにあたり、申請書が入手されているか
- ・使用許可は22条の範囲内でなされているか
- ・使用料算定が正確に実施されているか
- ・使用料を免除/減免する際の判断基準が明確となっているか
- ・網羅的に使用料を徴収することができる体制となっているか
- ・使用料の徴収漏れ/滞納はないか、滞納に対してしかるべき措置が取られているか

検討の結果、検出された問題点は次のとおりである。

(意見) 決裁資料等の適時作成について

①については、10/1以降の使用許可に係る申請であるにも拘らず受付日が10/31となっている、その一方で変更申請書は10/1付けで提出されているなど、事後的に作成されたと推測される事象が見られた。遅滞なく申請書を提出されていたのか大いに疑問である。

②については、行政財産使用許可申請書日付、決裁日付、和歌山県指令日付がいずれも3/31となっており、実質的な審査の時間等を考慮すると日付が不自然な状況となっていた。

想定されない事態の発生等も起こりうると思われるので、使用許可に係る申請書類の受付及び決裁の実施は計画的に実施し、使用開始時期間際に慌てて実施することにはならないようにすることが必要である。

	使用許可先	貸付先住所	面積 (㎡)	使用料 (円)	用途
①	和歌山南郵便局 ※	和歌山市西浜一丁目 6-40	1	649	郵便局ポスト
②	MIDファシリティ マネジメント	和歌山市毛見1520	380	3,160,080	わかやま館

※ 平成19年度に係る使用許可である。

## (8) 普通財産の貸付の状況

### 1) 総論

普通財産とは、地方公共団体が保有する公有財産のうち行政財産とされない一切の財産をいう。

普通財産は、現時点では行政目的のために活用されていない資産であるので、貸付の対象とすることが可能である。(法 238 条の 5 第 1 項、第 2 項)

普通財産の貸付期間は、使用目的に応じて貸付期間が定められている(最長 60 年)。(公有財産事務規程 27 条)

普通財産の貸し付けに対しては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和 39 年和歌山県条例第 2 号、下記参照)に定めがあるものを除くほか、相当の貸付料を徴収しなければならないとされている。(公有財産事務規程 28 条)

#### ○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 第 4 条

普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき、地震・災害・水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるときは、無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

普通財産の貸し付けを受けようとする者は、普通財産貸付申請書(別記第 14 号様式)を知事に提出しなければならない。(公有財産事務規程 29 条)。普通財産の貸し付けは、契約書により行うこととされている。但し、知事が特別な事情があると認めるときは、普通財産の貸し付けの承認書を交付する方法等により、これを行うことができる。(同条第 2 項)

また、部局長は、その所管する普通財産の貸し付け又は貸し付けの変更を行おうとするときは、当該貸し付け又は貸し付けの変更について、あらかじめ総務部長に協議しなければならないとされている。(公有財産事務規程 30 条)。



## 2) 普通財産の貸付料の計算方法

貸付料の計算方法については、「普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準」（平成 15 年 4 月 1 日）により規定されており、原則としてこの規程に基づく貸付料が徴収されることとなる。

### 普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準（一部抜粋）

第3 土地の貸付料は、次の各号に定める算式により算定した額をもって基準貸付料年額とする。

なお、前年分とは、貸付料適用期間の初日の属する年の前年の分をいう。

(1) 貸付経過期間が10年以上のもの算式

ア 住宅用又は非営利用の場合

前年分の相続税課税標準価格×1.55/100

イ 営利用の場合

前年分の相続税課税標準価格×2.35/100

(2) 貸付経過期間が10年未満のもの及び今後新規貸付をするもの算式

ア 住宅用又は非営利用の場合

前年分の相続税課税標準価格×1.75/100

イ 営利用の場合

前年分の相続税課税標準価格×3.05/100

第4 建物を貸し付ける場合の基準年額は、次の算式により算定して得た額とする。

(その年度の4月1日現在の建物の評価額×12/100+当該建物敷地の貸付料) ×  $\frac{\text{当該建物のうち貸付部分の面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$

2 建物の評価額は、評価建物を新たに建築するものとしての標準的な再調達原価に経年による残価率を考慮して求めるものとし、基本的な算式は次とする。

建物の評価額=再調達原価×経年による残価率

再調達原価=取得価格×時点修正率（消費者物価指数等合理的なものを用いる）

$$\text{経年による残価率} = 1 - \left[ \frac{1 - \text{建物残価割合}}{\text{建物耐用年数}} \times \text{経過年数} \right]$$

3 建物耐用年数及び建物残存割合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）別表第 1「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」及び同別表第 10「減価償却資産の残存割合表」に定めるところによるものとする。

### 3) 普通財産の貸付料の推移

過去3年間における普通財産の貸付料の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H16	H17	H18	
			うち貸地	うち貸家
財産収入				
財産運用収入				
財産貸付収入	119,549	140,206	133,721	33,246

過去3年間はおおむね100百万円～150百万円で推移している。平成18年度の実績では、旧県立医科大学跡地の貸付(47百万円)、和歌山工業高等専門学校用地の貸付(33百万円)、わかやま館の貸付(22百万円)が貸付料の大半を占めている。

### 4) 普通財産の貸付手続の妥当性検討

県から提出を受けた平成18年度における普通財産の貸付一覧から6件の貸付取引を抽出して、下記の監査要点についての検討を行った。

#### 監査要点

- ・契約するにあたり、貸付先の申請書が入手されているか
- ・契約するにあたり、必要な決裁権者の決裁は適時に取られているか
- ・賃借料の算定が正確に実施されているか
- ・賃借料を免除/減免する際の判断基準が規程等に照らし妥当であるか
- ・使用料の徴収漏れ/滞納はないか、滞納に対してしかるべき措置が取られているか

検討の結果、検出された問題点は次のとおりである。

(意見) 貸付申請書の入手について

下記の取引について、貸付先から賃借料に関する連絡文書「平成 17 年度の土地賃貸借料について (協議)」の入手はしていたが、貸付契約が自動更新であるとの理由から、貸付申請書が入手されていなかった。

もっとも、契約書の作成については、本件のような自動更新の場合、双方に特段の意思表示が無い限り不要と解される。

しかし、公有財産事務規程では、貸付を行う際には普通財産貸付申請書の提出を必ず求めており (同 29 条)、特に例外規定は設けられていないため、貸付申請書については提出を受けるべきであったと考える。

また、普通財産の有効利用を継続的に検討する観点からは、自動更新による契約を行うこと自体望ましいものとはいえ、契約方法の見直しが望まれる。

貸付先	住所	面積 (㎡)	賃貸料 (円)	用途
(独) 雇用・能力開発機構	日高郡日高町荊木 310-1 外 4 筆	8,880.30	4,433,045	中紀地域職業訓練センター敷地

(意見) 決裁資料等の適時作成について

下記の取引については、普通財産貸付申請書日付、決裁日付、賃貸借契約書日付がいずれも 4/1 となっており、実質的な審査の時間等を考慮すると日付が不自然な状況となっていた。

想定されない事態の発生等も起こりうると思われるので、貸付に係る申請書類の受付及び決裁の実施は計画的に実施し、使用開始時期間際に慌てて実施することにはならないようにすることが必要である。

貸付先	住所	面積 (㎡)	賃貸料 (円)	用途
(有) ベイサイド和歌浦	和歌山市和歌浦南 1-1496-5	122.24	1,672,360	和歌浦漁港管理棟

(意見) 無償貸付の判断について

普通財産のうち、有償で貸付されているものと無償で貸付されているものの主なものは次のとおりである。

普通財産	面積 (㎡)	貸付料 (円)
A 土地	1,652.96	無償
B 土地	8,866.30	無償
C 土地	1,843.61	無償
D 土地	4,252.34	無償
E 土地	8,880.30	4,433,045
F 土地	489.93	923,715
G 土地	99,986.67	16,954,817
H 土地	495.86	815,689

※ 平成 18 年度実績に基づく

上記の普通財産のうち、E 土地及びG 土地については独立行政法人向けにそれぞれ施設用地、学校用地として有償で貸付されている一方、B 土地については民間の施設敷地として、D 土地については市民会館として無償で貸付されている。

C 土地、F 土地、H 土地については市庁舎として、有償で貸し付けている場合と無償で貸し付けている場合があり、方針として定まっていなくても見受けられる。

無償貸付を行う際には、恣意的な判断が介入する余地はなるべく狭くしておくべきであり、どのような場合に「公用もしくは公共用または公益事業の用に供する」場合となるのか客観的な指針を定めることが望まれる。

### (9) 震災対策

県では、近い将来、発生が予想されている東南海・南海地震等大規模地震に備えるため、県有施設の耐震診断を実施し、耐震改修工事が必要と判断される施設については、耐震改修工事を実施又は実施する予定である。

県有施設の耐震診断については、個々の施設の所管部署で実施していたが、平成17年度から危機管理局がとりまとめ、計画的に実施し、平成19年度中に完了する予定となっており、耐震診断により耐震工事が必要と判断した施設については、平成26年度末の工事完了を目指している。なお、耐震診断している県有施設で、平成18年度までに要した耐震改修工事の費用は102億円（改装工事含む）で、平成19年度以降必要となる耐震改修工事の概算費用は181億円となっている。

平成19年5月現在の耐震診断状況は次のとおりとなっている。

分類	棟数	割合 (%)
診断対象建築物	464	100.0
診断済建築物	421	90.7
改修不要建築物	132	28.4
要改修建築物	289	62.3
改修済	156	33.6
改修中	38	8.2
検討中	95	20.5
未診断建築物	43	9.3

改修が必要と判断された建築物は289棟で、そのうち156棟が改修済み、38棟が改修中で、残りの95棟が検討中の建築物となっている。

耐震化の方針については、防災対策の重要度、耐震性能、施設特性（規模、利用者数、耐用年数等）から優先すべき施設を総合的に勘案することになっており、防災対策の重要度は次のとおり3分類に分けている。

	分類	施設例	重要度
I 類	災害時応急対策の指揮、情報伝達活動等をする施設 救護施設 避難所として位置づけられた施設 災害時要援護者のための施設 危険物等の貯蔵・使用施設	本庁庁舎、総合庁舎、土木・港湾事務所、警察本部、警察署、保健所等 病院等 学校、体育館等 社会福祉施設等 放射線物質、病原菌等の貯蔵・使用施設	1
II 類	生徒の応急教育施設  多数の者が利用する施設	避難所として指定されていない学校、 体育館等 美術館、博物館、社会教育施設等	2
III 類	その他の庁舎等	上記以外の事務所庁舎等	3

(意見) 耐震工事の優先度について

耐震診断の結果、改修が必要と判断された施設は 289 施設であり、そのうち改修済は 156 棟、改修中は 38 棟、検討中は 95 棟であった（平成 19 年 5 月現在）。

耐震改修工事が必要かどうかの判断は、構造耐震指標（ $I_s$  値）を用いており、 $I_s$  値が 0.6 未満の施設（学校については 0.7 未満）については、耐震性能が低いとして、耐震改修工事が必要と判断している。

どの施設から耐震工事をするかどうかの判断については、 $I_s$  値が特に低い施設、防災対策の重要度の高い施設等を勘案して、所管部署が決定することとなっている。

所管部署で決定する場合、県全体で見て相対的に耐震工事の優先度が高い県有施設の耐震工事が次年度以降に見送られる可能性がある。現在、危機管理局にて、県有施設の優先度を測定していることから、耐震工事の最終決定についても当部署で行う仕組みにする方が望ましいと考える。

(意見) 耐震診断の対象について

県では、平成 17 年から県有施設の耐震診断を実施している。診断する建築物の対象について考察したところ、次の建築年次、規模構造の施設が対象となっていた。

	要件
建築年次	建築基準法施行令（昭和 56 年施行）以前の耐震基準で建築された建築物
規模・構造	（木造以外）2 階以上を有し、又は、延面積 200 $m^2$ 超 （木造）3 階以上を有し、又は、延面積 500 $m^2$ 、高さ 13m もしくは、軒の高さが 9m 超

上記の要件を満たさない建築物については、診断の対象外となるが、要件を満たす場合でも、職員の福利厚生施設等で県民の利用を見込まない施設、将来計画等の意思決定がなされている施設等については対象外となっていた。

ここで気になった点は、職員の福利厚生施設等で県民の利用を見込まない施設には職員住宅が含まれており、将来計画等がある施設には公営住宅が含まれていたことである。

職員住宅については、築年数が古いものもあり、これらについて、存続・建替・処分等を含め検討を行うことが望ましい。その結果存続させる職員住宅については耐震診断を実施し耐震対策が必要な職員住宅については、耐震改修工事を推進していくべきと考える。

公営住宅については、管理部局で方針を決定するため、危機管理局の管理対象から除かれていた。公営住宅の耐震診断については、住宅環境課の主導で平成19年度から開始しているが、県有施設全体の耐震診断を取りまとめているのは危機管理局であり、県有施設の均質的な耐震管理を行うため、一元的管理のできる部署で管理すべきである。

### 3. 重要物品及び物品

#### (1) 物品管理の概要

和歌山県では、行政に関わる事務や事業の遂行に必要な様々な物品を、購入・使用している。

物品のうち特に重要なものを重要物品として管理しているが、県が保有する重要物品の過去5年間の年度末における保有状況は以下のとおりである。

(単位：件)

年度	自動車	船舶	機械器具類	その他	合計
平成14年度	1,175	15	5,909	1,347	8,446
平成15年度	1,194	15	5,937	1,377	8,523
平成16年度	1,164	15	5,879	1,392	8,450
平成17年度	1,163	16	5,877	1,410	8,466
平成18年度(注)	1,150	15	2,632	1,458	5,255

(注) 平成18年度の機械器具類の大幅な減少は、県立医大の独立行政法人化に伴い、移管が行われたことに起因する。

上記の表にもあるとおり、和歌山県では平成18年度末の時点で5,255件もの重要物品を保有している。

県民にとっては物品についても、行政に関わる事務や事業の遂行のために、必要最小限の物品を購入し、有効に活用するために、多数の物品が効果的かつ効率的に管理されることが望ましい。

このような観点から和歌山県の物品管理に関しても、公有財産の管理に次いで重要性があるため、以下では物品の管理について述べていくこととする。

#### 1) 物品とは

法第239条第一項で、物品は以下のように定義されている。

##### 法第239条 第一項

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で、次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定めるものを除く）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの



和歌山県では法の定義を受け、物品の供用及び処分を適正に行うため、財務規則第 125 条において、次のように物品を分類している。

- ① 備品：その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品及びその性質が消耗品に属する物品で標本または陳列品として使用されるもの
- ② 消耗品：その性質上、使用に従い、消費される物品及び原形のまま比較的長期の反復使用に耐えない物品
- ③ 原材料：生産、製作、工事等の材料
- ④ 生産品：学校、試験場等で生産し、製作し、又は収穫した物品（半成品は除く）
- ⑤ 不用品：不用の決定をした物品

なお、備品のうち、下表に該当する備品については、特に重要物品として管理している。

分類	基準
自動車	三輪以上のもの
船舶	総トン数 20 トン未満の船舶で価格が 100 万円以上のもの
建設機械	価格が 100 万円以上のもの
産業機械	価格が 100 万円以上のもの
電気機械	価格が 100 万円以上のもの
医療機械	価格が 100 万円以上のもの
試験測定器	価格が 100 万円以上のもの
その他	価格が 100 万円以上の機械・器具及びその他の物品

※ここでいう価格は購入価格もしくは評価価格の事を指す。

## (2) 重要物品の管理状況

### 1) 重要物品台帳管理の状況

和歌山県では、現在、物品管理システムの導入を実施しており、物品の調達から台帳整理までの業務のシステム化を図っている。

システム化の主なメリットは以下の 3 点である。

- ① 各申請書の作成時における、重要物品台帳から各申請書への転記作業が、システム化することにより、手作業が物品の選択程度となり、書類作成の効率化及び正確性の向上が図られる。
- ② 一覧表及び通知書等の作成時における、重要物品台帳及び各申請書からの転記作業が必要なくなり、事後的な検証も容易になる。
- ③ 重要物品台帳の原本がシステムのデータとなり、各所属で必要に応じて閲覧が可能と

なるため重要物品台帳の控の発行が不要となる。

システム化の作業の状況については、紙媒体の重要物品台帳をシステムに登録作業を実施し、登録済みの内容については各所管課に照会をかけている。また、各所管課に対してシステムに関連したヒアリングを実施している。

当該システムの本格稼働は平成 20 年度を目標としている。

監査の対象時期はシステム導入前であるので、以降はシステム導入前の業務について述べることとする。

## 2) 購入業務について

購入時には以下のような流れで台帳への記載が実施される。

- ① 各所管課から物品の調達に係る要求書が総務事務集中課または各振興局の総務室に提出される。
- ② 購入金額ごとに決裁規程に基づき、必要な決裁を経て物品を購入する。

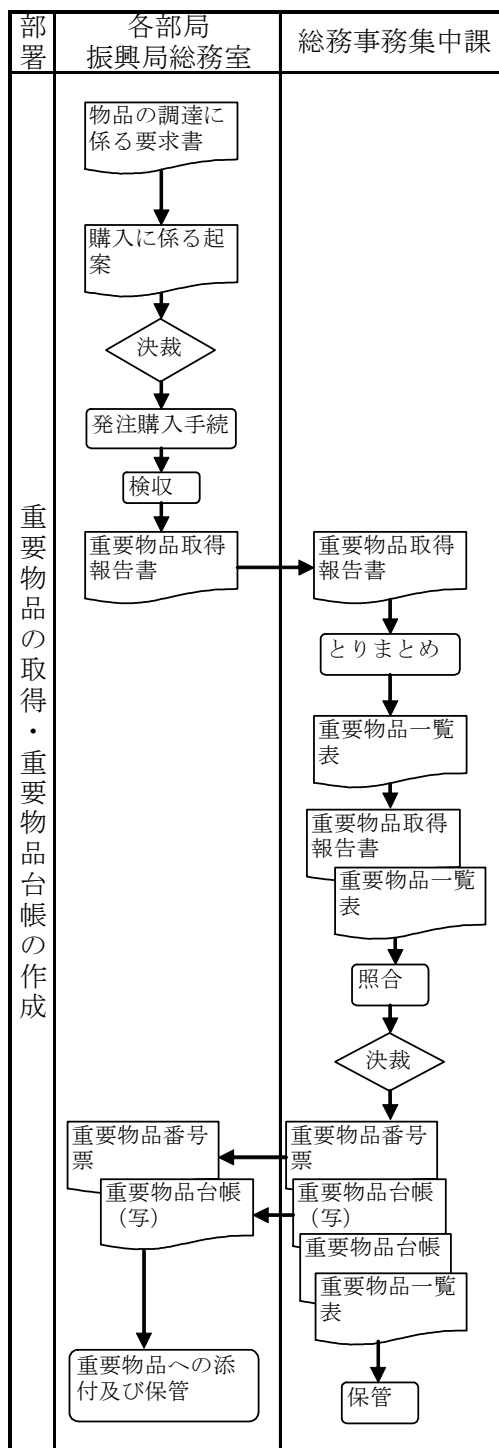
注：重要物品の購入は調達依頼の単位ごとの金額により、購入方法及び決裁権限者が規定されている。それは以下のとおりである。

購入方法	金額	決裁権限者
一般競争入札	500 万円以上	出納局長
一般競争入札	500 万円未満	総務事務集中課長（振興局は総務室長）
見積もり合わせ	160 万円未満	総務事務集中課長（振興局は総務室長）
単価契約	なし	契約時：出納局長、発注時：班長

なお、自動車に関しては金額に関わらず、一般競争入札が実施される。

- ③ 発注部署は購入品の検収を実施した後、重要物品取得報告書を作成し、総務事務集中課に報告を行う。
- ④ 総務事務集中課では重要物品取得報告書の内容を基に一覧表を作成し、作成者とは別のものが照合作業を実施する。
- ⑤ 重要物品取得報告書と一覧表について、総務事務集中課長の決裁を得る。
- ⑥ 一覧表を重要物品台帳として出力し、保管する。  
但し、重要物品台帳は旧式の機種を用いて、差し込み印刷で作成していたため、うまくいかないケースがあり、このような場合には、重要物品台帳は手書きで作成される。  
手書きで作成された重要物品台帳については作成者以外の者が照合を行う。
- ⑦ 各部局及び出先機関に重要物品番号票及び重要物品台帳の複本を送付する。
- ⑧ 各部局及び出先機関では重要物品番号票を物品に添付し、重要物品台帳の複本を保管している。

上記の業務の流れを、フロー図で示すと以下のとおりになる。

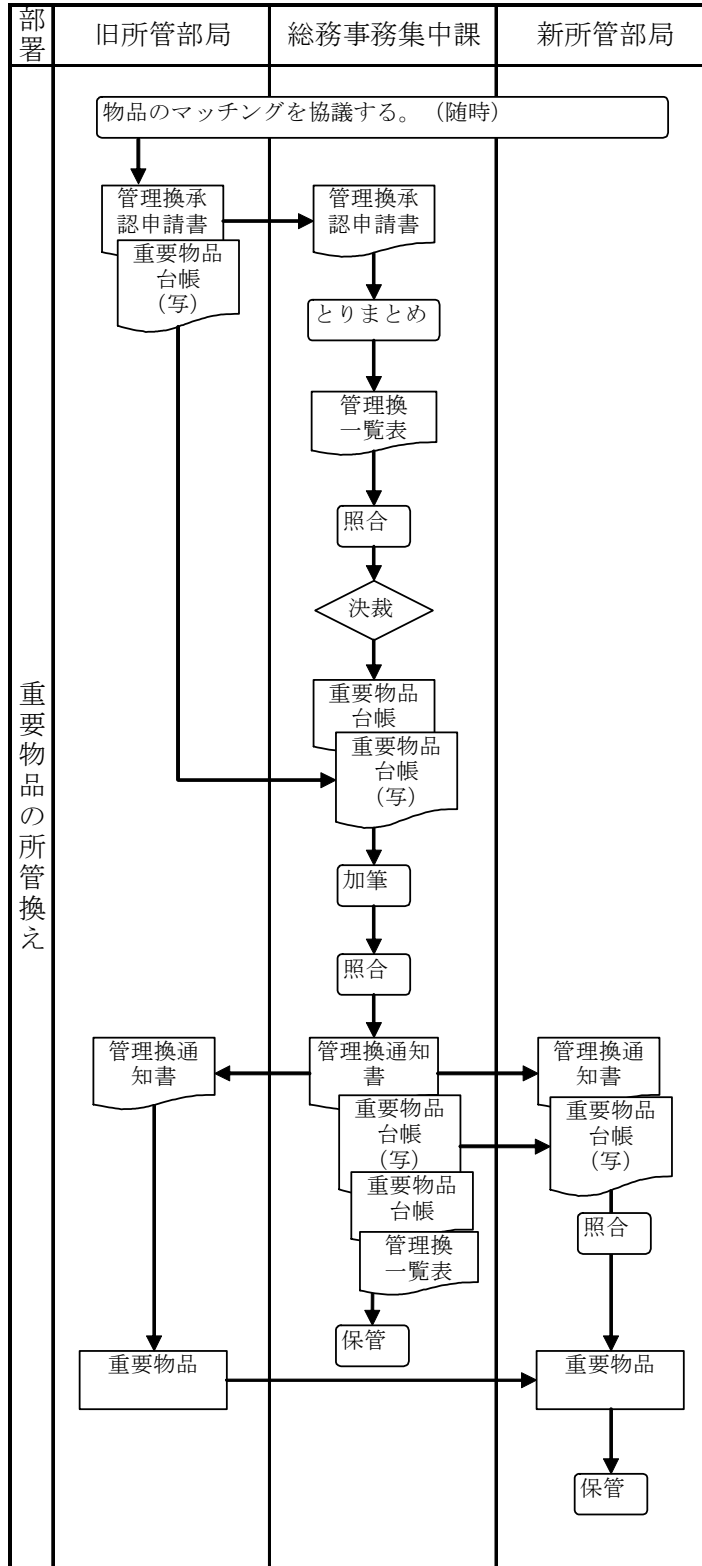


### 3) 管理換え

管理換えとは所管していた重要物品について、他の部局に移管することをいい、以下のよう手順がとられることとなる。

- ① 管理換えについては、所管課間の協議を実施し、必要に応じて総務事務集中課や振興局の総務室は所管課間の物品のマッチングを行う。
- ② 管理換えを実施する所管部局は、管理換えの申請を作成し、所管部局保管の重要物品台帳を添付し、総務事務集中課に提出する。
- ③ ②を総務事務集中課で管理換一覧表に取りまとめ、照合を行う。
- ④ 当該申請の内容及び管理換一覧表について、総務事務集中課長の決裁を得る。
- ⑤ ④を受けて、総務事務集中課の担当者は重要物品台帳の修正を実施する。
- ⑥ 総務事務集中課では修正内容について実施者以外の者がチェックを実施し、管理換えを受ける所管課への通知との照合を実施する。
- ⑦ 重要物品台帳の写しと通知を、管理換えを受ける所管部局に送付する。現物については所管部局間で引渡を実施する。
- ⑧ 新所管部局では管理換通知書、重要物品台帳の写し、重要物品の現物について、照合を行い、保管する。

上記の業務の流れを、フロー図で示すと以下のとおりになる。



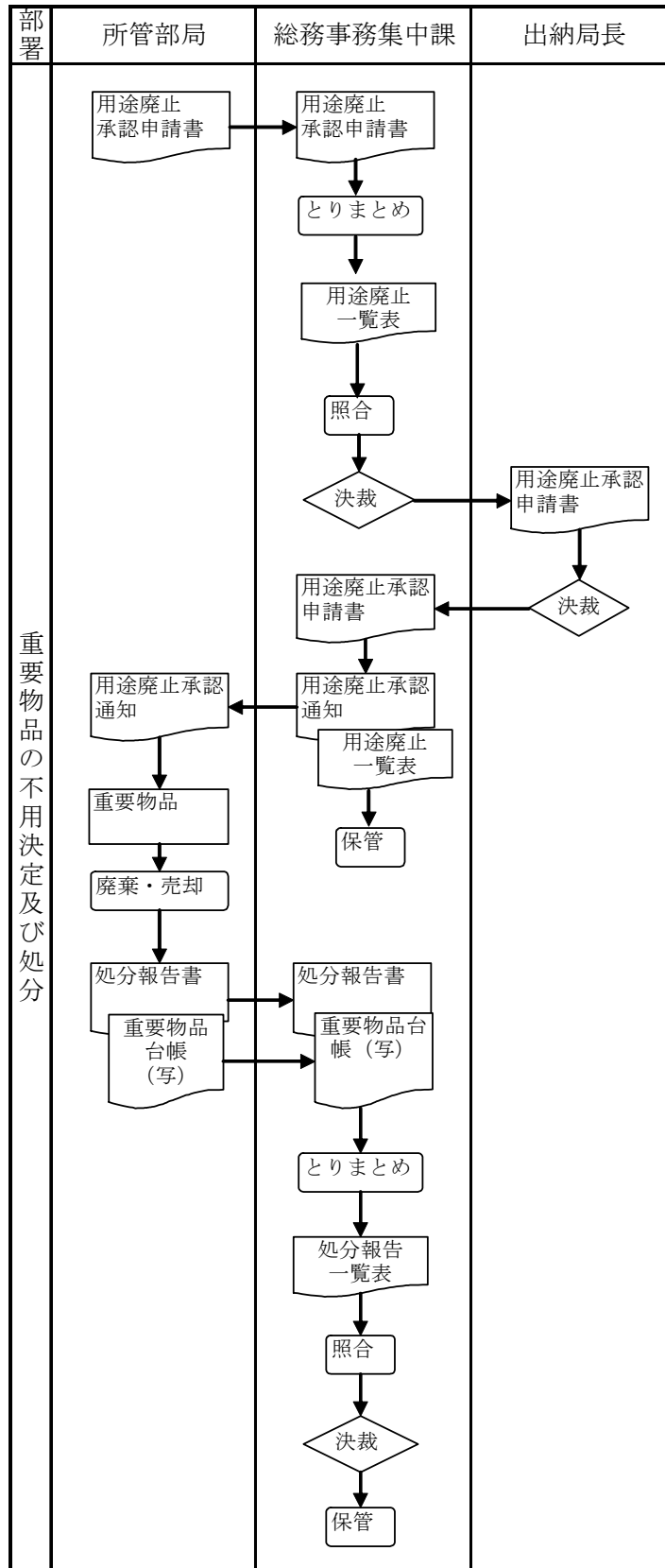
#### 4) 不用の決定及び処分

各所属長は、管理する物品が使用に耐えることができないと判断したときは、不用の決定をすることができる。不用の決定がなされた物品については、売却又は廃棄することができる。不用の決定については総務事務集中課長を経て、出納局長の承認を得ることが必要であり、処分についても総務事務集中課への報告が必要となる。

不用の決定及び処分手順は以下のとおりである。

- ① 所属長は不用決定の承認申請書を作成し、総務事務集中課に提出する。
- ② ①を総務事務集中課で用途廃止一覧表に取りまとめ、照合を行う。
- ③ 総務事務集中課長及び出納局長の決裁を得る。
- ④ 総務事務集中課より申請を行った所管課に承認通知を行う。
- ⑤ 各所管課は不用物品について売却又は廃棄を実施し、その内容について処分報告書を作成し、処分対象の重要物品台帳を添付した上で総務事務集中課に報告する。
- ⑥ 総務事務集中課では処分報告書を取りまとめて、処分報告一覧表を作成し作成者以外の者が照合する。
- ⑦ 処分報告一覧表について、総務事務集中課長の決裁を得て、保管する。

上記の業務の流れを、フロー図で示すと以下のとおりになる。



### (3) 物品の管理状況

物品については、取得、管理換え、不用の決定、処分は各所管課及び出先機関の所属長及び出納員により管理されている。各所管課及び出先機関は重要物品台帳に代わるものとして物品管理簿を作成し、管理を行っている。また、物品管理簿とは別に、不用物品については不用調書を、処分を実施した物品に関しては処分調書を別途作成、保管している。

### (4) 現物確認の状況

和歌山県では、重要物品は各部局において、実査を実施し、その結果を「財産現況報告書」としてまとめて、総務事務集中課に報告する。総務事務集中課では「財産現況報告書」を各部局から徴収している。

これに加えて、毎年1回特定の部局に対して実施される監査で、重要物品の現物と台帳の記載内容に差異がないかをチェックする体制となっている。

但し、総務事務集中課として独自に重要物品の現物と重要物品台帳との照合を実施する体制にはなっていない。

物品は各部局及び出先機関が年1回、各部局で実査を実施し、その結果を「物品現在高報告書」としてまとめて、総務事務集中課に報告することとなっている。当該報告の正確性の検証については、重要物品と同様に、毎年1回特定の部局に対して実施される監査で、物品の現物と「物品現在高報告書」のもととなる物品管理簿の記載内容に差異がないかをチェックする体制となっている。総務事務集中課としても、必要に応じて検査を実施しているが、定期的かつ計画的に部局を循環するように、検査を実施する体制にはなっていない。

総務事務集中課は、報告を受領する部署として、各部局から提出される重要物品に係る「財産現況報告書」と、物品に係る「物品現在高報告書」の正確性を検証する立場にあると考える。

このため、各部局及び出先機関で実施される実査に立会い、実査の状況を視察し、必要に応じて、抜き取り検査を実施することが望ましい。なお、実査は年度末に実施されるので、全ての部局及び出先機関で実施される実査に立会う必要はないが、一定の期間で、全ての部局及び出先機関を循環できるように、計画的に立会を実施することは必要であり、県としては立会が実施可能な体制を整える必要がある。



## II. 個別調査

### 1. 個別調査総論

#### (1) 個別現地調査の趣旨

前述のとおり、財産管理業務については業務の多くを各所管部署に委ねており、各所管部署の果たす役割が大きくなっている。そこで、財産管理にかかる業務が個別の所管部署でどのように運用・実施されているのかを確認するために、各公有財産の所在地に赴き個別現地調査を実施した。

個別現地調査における主な検討項目は次のとおりである。

- ・ 公有財産の取得目的、取得経緯
- ・ 公有財産の現況把握
- ・ 公有財産台帳記載の適切性確認
- ・ 登記等の整備状況確認
- ・ 施設管理の状況確認
- ・ 改修、震災対策の状況確認
- ・ 物品（特に重要物品）の管理状況確認
- ・ 公有財産の有効利用に関する確認
- ・ 公有財産に係る使用料、貸付料の収納状況に関する確認

その他、各公有財産において発生している特殊な事象については、個別にヒアリングを実施した。

(2) 個別現地調査の対象とした公有財産

県から提出を受けた公有財産一覧表から、公有財産の規模や取得に要した費用等を勘案し、個別現地調査対象として以下の20件（行政財産9件、普通財産11件）を選定した。

1) 行政財産（9件）

No	部名	課室名	施設名称	所在地		土地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)
①	企画部	情報政策課	情報交流センター Big U	田辺市	新庄町 3353-9	46,640	9,679
②	警察本部	会計課	御坊警察署庁舎	御坊市	湯川町財部 237-1	6,434	1,627
③	総務部	管財課	高富職員住宅	串本町	高富 579	38	1,180
④	福祉保健部	障害福祉課	南紀福祉センター	上富田町	岩田 2456-1	18,929	11,120
⑤	教育委員会	総務課	新翔高等学校	新宮市	佐野 1005	40,904	10,227
⑥	農林水産部	農林水産総務課	水産試験場	串本町	串本 1557-20	-	3,898
⑦	総務部	管財課	東牟婁総合庁舎	新宮市	緑ヶ丘二丁目 4-8	8,556	6,473
⑧	警察本部	交通企画課	交通センター	和歌山市	西 1	92,200	6,419
⑨	県土整備部	住宅環境課	橋本体育館	橋本市	北馬場 455	-	14,997

2) 普通財産（11件）

No	部名	課室名	施設（用地）名称	所在地		土地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)
①	教育委員会	スポーツ課	日高職業能力開発促進センター（多目的スポーツグラウンド）	日高町	荊木 310 他	12,226	-
②	総務部	管財課	国立和歌山工業高等専門学校	御坊市	名田町野島 77-1 外	99,986	-
③	県土整備部	振興課	元南紀白浜空港	白浜町	瓜切 2926	368,403	1,087
④	福祉保健部	福祉保健総務課	国民年金保養センター用地	那智勝浦町	市屋 1056-8 他	13,808	-
⑤	福祉保健部	福祉保健総務課	紀南福祉エリア用地	那智勝浦町	二河 1581 外	24,025	-
⑥	総務部	管財課	元医科大学	和歌山市	九番丁 27	3,390	-
	総務部	管財課	元医科大学附属病院	和歌山市	七番丁 27	10,557	-
⑦	総務部	職員厚生室	職員会館	和歌山市	東長町三丁目 24	1,244	2,365
⑧	商工観光労働部	商工観光労働総務課	産業高度化施設（和歌山リサーチラボ）建設用地	海南市	南赤坂 11	8,866	-
⑨	商工観光労働部	商工観光労働総務課	和歌山県経済センター	和歌山市	西汀丁 26	1,229	10,433
⑩	総務部	管財課	元紀北スポーツセンター用地	かつらぎ町	丁ノ町 2527 外	31,200	-
⑪	総務部	管財課	元那賀高等学校	岩出市	高塚 188-1 外	12,114	-

## 2. 行政財産

### (1) Big U

#### (施設の概要)

所在地： 田辺市新庄町 3353-9	
竣工年度：平成 16 年度	所管部署：企画部 情報政策課/教育委員会/県立図書館
総工費（土地）1,032 百万円 （建物）4,879 百万円	構造：センター棟 2F 建 S 造 エネルギー棟 平屋 RC 造、倉庫
規模：（敷地） 46,640 m <sup>2</sup> （建物） 9,679 m <sup>2</sup>	
管理受託法人：NPO 法人和歌山 IT 教育機構/直営（教育委員会、県立図書館）	
備考：建物の 1F が情報政策課/県立図書館の所管。2F は教育委員会の所管。	

Big U は、情報技術の能力向上を目的とした施設であり、平成 16 年度に建設された。田辺市の新庄総合公園に隣接した敷地に建設されており、インターネットが無料で利用できるスペースや、多目的ホール、図書館等が設置されている。また、大学や民間団体の入居スペースも設けられた多目的施設となっている。

#### (施設の設置目的)

- ・ 県立情報交流センター

情報技術を利用し、活用する県民の能力の向上を図るとともに、本県産業の発展及び県民生活の充実に資することを目的とする。

#### (施設の現況)

Big U の施設には、住民が情報技術を活用する能力の向上を目的とする県立情報交流センター（所管：情報政策課、主として 1F）のほか、県立図書館紀南分室（所管：県立図書館、1F）、教職員の研修施設である県立教育センター学びの丘（所管：教育委員会、2F）が入居している。

県立図書館紀南分室が併設されていることもあり、入場者数は平成 18 年度で 29 万人と当初の想定を上回る水準で推移している。

(指定管理者について)

施設の運営管理については平成 17 年 1 月から指定管理者制度を導入しており、NPO 法人和歌山 IT 教育機構を指定管理者として選定し施設の運営管理を委託している。Big U は県内で最初に指定管理者制度が導入された施設であり、応募 5 団体の中から指定管理者が決定されている。

なお、NPO 法人和歌山 IT 教育機構は、平成 19 年 4 月から 5 年間の第 2 期目の指定管理者として応募 2 団体の中から選定されている。

(参考) 指定管理者に支払われる委託料

(単位：千円)

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
委託料	89,940	89,940	80,964
備考			平成 23 年度までの 5 年契約

委託されている業務の範囲は、施設維持管理業務、総合窓口業務、施設活用事業実施業務である。

指定管理者は、当該施設に係る使用料収入を自己の収入とすることができる。利用者を増加させ、利用収入を増加させることがインセンティブにつながる仕組みとなっている。利用料金収入については増加傾向で推移しており、平成 18 年度は当初の予算を上回ったとのことである。

(参考) 利用料金の状況

(単位：千円)

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用料金収入	727	9,327	10,254
稼働率	16.3%	69.8%	76.2%

※ 平成 16 年度は開業初年度であり、3 ヶ月間の稼働。

(保守管理の状況)

保守管理は指定管理者が外部業者に委託して実施している。保守管理の内容については、指定管理者との業務委託契約で詳細に定められている。

(改修／震災対策の状況)

施設の竣工は平成 16 年度と新しく、改修等が必要な状況には至っていない。但し、建設中

に地盤沈下が起こり追加工事を行うなど、元々地盤の状態が良くなかったため、エントランス部分においてひび割れ等が発生していた。建物本体への影響はないとのことである。

(公有財産の管理状況)

当該施設に係る土地台帳、建物台帳は整備されており、面積、価格、取得日付等の記載項目について、漏れなく記載されていることを確認した。また、土地については、登記の状況も確認したが、特に問題のある記載は検出されなかった。

(重要物品の管理状況)

・情報交流センター

指定管理者に委託している部分については、指定管理者が全ての物品について、個別に管理票を作成し、配置場所を図面で示して管理していた。

・教育委員会

各部署で使用する物品については、各々が物品台帳を作成し、物品管理を実施している。但し、重要物品とならない備品については物品管理簿による管理にとどまっており、個別管理票は作成されていない。

※PC類は全てリース契約により使用しており、物品管理の対象外である。

(意見) 重要物品の管理について

教育委員会が所管する重要物品について現物確認を実施したところ、物品名が「ソフトウェア一式」となっているにも拘らず、実際にはソフトウェアを置いていた棚しか残っていないものがあつた。もし棚が重要物品としての計上要件を満たさないのであれば、重要物品の登録から抹消すべきである。重要物品としての計上要件を満たすのであれば、物品名の変更を行うべきである。

## (2) 御坊警察署

### (施設の概要)

所在地：御坊市湯川町財部字 237 番地 1	
竣工年度：昭和 42 年度	所管部署：和歌山県警察本部
総工費：(土地) 37 百万円 (建物) 70 百万円	構造：鉄筋コンクリート
規模：(敷地) 6,434 m <sup>2</sup> (建物) 1,243 m <sup>2</sup>	
管理受託法人：なし	
備考：その他倉庫等 (383 m <sup>2</sup> )	

### (施設の設置目的)

明治 7 年に日高郡御坊村に「第六大区捕亡吏分配所」が設置され、日高郡を管轄していたのが前身である。その後、何度か改称を繰り返し後、明治 35 年に「御坊警察署」と改称された。そして、昭和 29 年 7 月 1 日に、警察法が改正により、国家地方警察の制度が廃止され、和歌山県警察となり、現在の御坊警察署が設置されたとのことである。

### (施設の現況)

施設の利用状況は以下のような状況であり、年間約 30,000 人の利用がある。

利用者の区分	利用者数 (人)	利用の内容
運転免許証の更新	13,000	運転免許証の更新・更新時講習・再交付等
道路使用許可の申請	1,500	道路使用許可の申請・交付
自動車保管場所証明の申請	5,000	自動車保管場所証明書の申請・交付・標章の交付
生活安全関係の許可等申請	1,500	風俗営業の許可申請・鉄砲等の許可・警備業等の許可
遺失・拾得関係	3,000	遺失届・拾得物の届出・返還・交付
相談者等	1,000	地理教示・警察への相談
その他来訪者	5,000	各課関係者来訪者・事件関係者・交通事故当事者等
計	30,000	

### (保守管理の状況)

本建物は空調設備保守管理、清掃、電気設備保安全管理、消防施設保守点検、浄化槽維持管理において 5 業者に委託しており、平成 19 年度の年間の委託料は 845 千円である。

(改修／震災対策の状況)

当施設は、昭和 43 年に建築され築 39 年経過しており、耐震性に問題がある他に老朽化、狭あい化が進んでいる。平成 15 年に実施した耐震調査において、可及的速やかに改修等の措置を講じる必要があるとされており、速やかに対応されたい。

これについては、耐震工事には、概算で 165,960 千円が必要であり、左記予算を投じて耐震工事を施行しても老朽化、狭あい化は解消されず、耐震工事施工後すぐに建替工事を実施するのは不経済であることから、建替を計画しているとのことである。いずれにせよ利用者の安全に係わるので、速やかに対応されたい。

(意見) 重要物品の管理について

重要物品について御坊警察署所管の重要物品全件を対象に、現物確認を実施したところ、レーダー式速度測定器（重要物品番号 11878、取得価額 2,369,000 円）について、総務事務集中課作成の重要物品番号票ではない番号票が付されており、かつ、付されている番号票と重要物品台帳の番号が一致していなかった。

御坊警察署で検査を実施した時に番号票が剥がれていることを発見し、改めて番号票を作成し添付した時に番号を誤って記載したことが原因とのことである。

番号票と重要物品台帳の番号の不一致は、現物照合の際に支障をきたすと考えられるので、早急に解消する必要がある。

(物品の管理状況)

任意に抽出した 6 件の物品につき、現物と物品管理簿との照合を行った結果、抽出したものについては、不一致は発見されなかった。なお、各交番、駐在所に存するものに関しては、署で管理している書類等を確認することで、現物と物品管理簿の一致について、一定の心証を得ている。

(意見) 物品の管理について

けん銃保管庫について物品管理簿にはその全数が記載されていなかった。物品管理簿に記載されていないけん銃保管庫については、施設の工事の際に購入し附属物として把握しており、物品としては把握していないとのことである。

物品に該当するものであるかどうかを検討し、物品に該当するのであれば支出項目に関わらず、物品として管理する必要がある。

(意見) 錯誤登記の訂正について

御坊警察署の警察署及び職員宿舍用の土地に錯誤登記がされていることが、平成 17 年度の地籍調査で判明し、平成 19 年 2 月 1 日の登記が修正されているが、公有財産台帳への反映が平成 19 年度（平成 19 年 8 月 17 日）に遅れて実施されていた。財産に関する異動情報は速やかに台帳に反映する必要がある。

(3) 高富職員住宅

(施設の概要)

所在地： 東牟婁郡串本町高富 579	
取得年度：平成 9 年度（竣工は昭和 56 年度）	所管部署：総務部 管財課
総工費： 230 百万円（地方職員共済組合が支出） （進入路用地は 1.4 百万円）	構造：RC 造 3F
規模：（敷地） 38 m <sup>2</sup> （進入路のみ）	（建物） 1,180 m <sup>2</sup>
管理受託法人：なし（直営）	
備考：	

(施設の設置目的)

串本町近郊の県の機関に勤務する職員を対象とした職員住宅である。なお、全 18 戸のうち、1 戸は厚生労働省の職員が利用している。

(施設の現況)

当該施設は、元々地方職員共済組合により建設されており、借入金の償還終了後（平成 9 年 7 月）に県に無償譲渡されているものである。

施設は管理区分上河川敷地の上に建設されており、国（河川局）から無償貸与を受けている。なお、国道からの進入路については、県が別途取得しており、公有財産台帳にも記載されている。

施設は職員住宅の建屋本体と、物置（2 箇所）、プロパンボンベハウス、ポンプ室からなる。

監査実施時は、全 18 戸全て入居していた。入居者からの賃料の徴収は、串本建設部からの報告に基づいて管財課で実施している。

(保守管理の状況)

現地は、海岸から近いところにあり、海水による塩害の影響が建物全体に見られる。特に金属製の扉、配電装置は錆がひどく、メンテナンスが十分に実施されているとはいえない状況にあった。



(改修／震災対策の状況)

昭和 57 年の竣工から実施された主な改修は、平成 6 年に実施された浄化槽の改修工事のみである。なお、平成 19 年度において給水配管の改修工事が実施予定である。

なお、現在のところ耐震診断については実施されていない。

(意見) メンテナンスについて

上記で記載したとおり、塩害による建物の腐食が広範囲に見られた。立地的に止むを得ない部分はあると考えられるが、定期的なメンテナンスを実施することにより建物自体の耐用年数も延長させることができると考えられる。

配電装置の錆などは住民に対する安全管理上も問題であり、必要な対策は行うべきである。

(意見) 耐震診断について

当該施設も含め、職員住宅全般について耐震診断が実施されていない状況にあるとのことであった。少なくとも、本件のような耐震基準が強化される建築基準法改正前に建てられた物件については、存続・建替・処分等を含めた検討を行った上で、存続させるべき職員住宅については耐震診断を実施し、強度不足と判定された建物については予算措置を行った上で耐震工事を実施すべきである。

(4) 南紀福祉センター

(施設の概要)

所在地：西牟婁郡上富田町岩田 2456-1	
竣工年度： (南紀療育園) 平成 14 年度 (南紀あけぼの園) 平成 3 年度 (牟婁あゆみ園) 昭和 55 年度	所管部署：福祉保健部 障害福祉課
総工費： (南紀療育園) 3,147 百万円 (南紀あけぼの園) 853 百万円 (牟婁あゆみ園) 472 百万円	構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て
規模：(敷地) 18,929 m <sup>2</sup> (建物) 11,120 m <sup>2</sup>	
管理受託法人：社会福祉法人和歌山県福祉事業団	
備考：建物の内訳 (南紀療育園) 4,794 m <sup>2</sup> (南紀あけぼの園) 3,567 m <sup>2</sup> (牟婁あゆみ園) 2,759 m <sup>2</sup>	

(施設の設置目的)

南紀福祉センターは、次の3つの福祉施設を総称したものである。

・南紀療育園

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常の指導をすることを目的とする重症心身障害児施設

・南紀あけぼの園

知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする知的障害児施設

18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする知的障害者更生施設

・牟婁あゆみ園

身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う身体障害者療護施設

(保守管理の状況)

当施設は指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人和歌山県福祉事業団（以下、福祉

事業団)と平成18年4月から平成23年3月までの5年間にわたり、管理業務に関する協定を締結している。年間の委託料は施設給付費及び措置費の見込額に基づき算定しており、平成19年度は267,004千円となっている。

管理運営委託料は、毎年度「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設国庫負担金について」により支弁される額の範囲内で年度協定書に定める額となっており、この委託料に関する県の負担はないと思われる。

(改修/震災対策の状況)

昭和55年度に建築された牟婁あゆみ園は、県の耐震診断の対象となっており、平成18年11月に実施している。診断結果は、壁が多く、耐力を有することから、修繕の必要性はないとの判定を受けている。

(重要物品の管理状況)

当施設における重要物品は、次のとおりである。

(単位:千円)

重要物品名	取得価額
コンピュータ断層撮影装置	69,300
多目的デジタルX線テレビ装置	67,200
一般撮影X線	7,350
ベッド殺菌装置	4,357
人口呼吸器	4,284
回診用線撮影装置	3,780
業務用洗濯機	2,311
その他 9件	12,675
合計	171,257

当施設の物品管理状況を確認したところ、県の所有物品は、指定管理者制度導入に向けて、平成17年度末に棚卸整理を行っており、物品台帳は新しく整備していた。

施設の中には県有財産と指定管理者の所有の物品が混在しているが、県有財産のうち、重要物品には番号表が、その他の物品には県有であることを称するシールが貼付されており(県物品管理等事務規程 第14条)、指定管理者所有の物品とは区別されていた。

指定管理者である福祉事業団の所有物品は次のとおりであり、四園開設以来、固定資産にあたる10万円超の物品等の購入に131,819千円も投資している。

施設名	購入期間	購入金額	2007/3 帳簿価額
重症心身障害児施設 南紀療育園	1993/3~2007/3	74,193千円	6,132千円
身体障害者療護施設 牟婁あゆみ園	1985/7~2007/3	45,210千円	9,459千円
知的障害児施設 南紀あけぼの園	1988/3~2007/3	8,352千円	2,153千円
知的障害者更生施設 南紀あけぼの園	1993/3~2007/3	4,064千円	224千円
合計		131,819千円	17,968千円

また、最近1年間で購入した主な物品は次のとおりであり、過去5年以内ではあゆみ園で2003/12に12,054千円の特殊入浴装置を自ら購入し事業の用に供している。

施設名	購入年月	金額	品名・内容
重症心身障害児施設	2006/6	627,500円	リハビリ用品倉庫
南紀療育園	2007/1	304,500円	プレハブ倉庫
	2007/3	474,600円	ミディフィブリレーター
身体障害者療護施設	2007/2	233,940円	まな板殺菌庫
牟婁あゆみ園	2007/3	199,500円	液晶テレビ

指定管理者が受託を受けた四園の利用者のために、また効率的な運営を行うために、設備投資を行うことは望ましいことである。「管理業務に関する基本協定書」も指定管理者が自らの判断で購入した「任意購入品」は契約満了時に指定管理者が原則として、自らの責任と費用で撤去して現状復帰すること、県が当該備品を必要と判断した場合には、県と指定管理者が協議の上、県又は県が指定する者に引き継ぐことができるような契約になっている。また、指定管理者が管理する物品等については、財務規則及び和歌山県物品管理等事務規程並びに関係例規に基づいて管理を行うよう、業務仕様書に定めている。

(意見) 物品の帰属について

施設・設備・備品の修繕費用については、指定管理者業務仕様書に次のとおり定められている。

基準	負担者
1 件当たり 100 万円以上	故意又は過失でない限り、県の負担
1 件当たり 100 万円未満	指定管理者の負担

これによれば、1 件当たり 100 万円未満のものは、指定管理者の負担になっているが、所有権については明示されてなかった。指定管理者制度において、契約満了時に県と指定管理者が協議して県の所有とすることができるようになっているが、適時に物品の所有権を明確にすべきと考えられるため、購入の都度、県と協議を行い、県に帰属する物品については、適時に指定管理者から県に寄附する手続を踏むべきである。

(意見) 貸し出し物品について

当施設の県保有備品について、備品台帳からサンプルで抽出した備品につき、現物確認及び物品管理簿との照合をした結果、別の福祉施設に貸し出し中で現物確認ができないものが 1 件あった。

貸し出し中の物品は耕運機であり、貸出先からの借用書を受取っていたが、資産管理上は実際の現物数量と管理簿の数量が異なる場合には、管理簿等にその理由を記載することが必要と考えるので、物品管理簿に貸し出し中である旨を記載すべきである。

(5) 新翔高等学校

(施設の概要)

所在地：新宮市佐野 1005	
竣工年度：昭和 38 年度	所管部署：教育委員会 総務課
総工費： 64 百万円 (竣工時)	構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
規模：(敷地) 40,904 m <sup>2</sup> (建物) 10,227 m <sup>2</sup>	
管理受託法人：なし	
備考：	

(改修／震災対策の状況)

昭和 39 年に創立された新翔高等学校（当時は新宮商業高等学校）は、平成 10 年度及び平成 13 年度に耐震診断を実施していた。その診断の結果は、基準値を下回っていたため、平成 10 年度及び平成 15 年度に耐震補強工事を実施しており、耐震補強後は、全てにおいて基準値を上回る結果となっていた。

(意見) 土地の登記状況について

学校用地について、公有財産台帳と登記簿謄本との照合を行った結果、次の土地については、県の名義になっていなかった。

No	番地	面積 (m <sup>2</sup> )
1	新宮市佐野 1515	1,775
2	新宮市佐野 1643	2,945
3	新宮市佐野 1945	6,165
4	新宮市佐野 1628	39

No. 1～3 については、昭和 36 年当時は佐野区有森林組合の組合員共有の持分となっており、学校建設のために県が提供を受けた際に、当時名義変更の手続を行わなかったためである。これについては、県及び学校とも把握しているものの、当時の名義人 131 名の死亡・転居等により、相続権者等土地関係者は膨大となっており、変更手続が困難な状況となっている。変更手続には全員の承諾が必要であるが、今後も用地取得の権利関係を明確にするよう適切に進められたい。

さらに、No. 3 の土地については、新翔高等学校用地 6,165 m<sup>2</sup>と新宮市の用地 79,600 m<sup>2</sup>（紀南サッカー場）の合計の 85,765 m<sup>2</sup>で登記されている。これについて県が調査したところ、学

校敷地ではない可能性もでてきており、今後の地籍調査の動向も踏まえて、新宮市と協議を行い適切な対応を図るべきである。

No. 4 については、内務省名義となっていたものであり、原因は不明である。これについては、国と協議して適切な対応を図るべきである。

(意見) 抵当権等について

学校用地の登記簿謄本を確認したところ、権利部（乙区）の記載があったものは次のとおりである。どちらも、所有権移転の際に、権利の抹消手続が洩れたことによるものであった。

No	番地	面積 (㎡)	乙区記載事項
5	新宮市佐野 1648 番 2	261	抵当権設定
6	新宮市佐野 1945	6, 165	地上権設定

No. 5 の抵当権が設定されたのは大正 15 年で、かつ、該当する債務もないこと、No. 6 の地上権が設定されたのは明治 36 年で、かつ、効力が失われていることから、学校又は県として特段問題となることはないと考えが、資産管理上は、抵当権等の抹消手続を図るべきである。

(重要物品及び物品の管理状況)

当施設における重要物品は、次のとおり 3 件である。

(単位：千円)

重要物品名	取得価額
ピアノ	440
電子計算組織	16, 779
コンピュータシステム成績処理・出欠管理システム	5, 994

これらの重要物品と物品から数件を抽出し、実査を行い現物は確認できた。

(意見)

重要物品 3 件に対し、物品は種類、一種類ごとの件数も相当数あり、当該施設に限っては物品分類のバランスが適当でないとの印象を受けた。統一された物品分類もあるが、施設の実態に応じた物品分類にすることが有効な物品管理につながると考える。

## (6) 水産試験場

### (施設の概要)

所在地： 東牟婁郡串本町串本 1557-20	
竣工年度：平成 18 年度	所管部署：農林水産部 農林水産総務課
総工費： 1,439 百万円	構造：本館 鉄筋コンクリート 2F 生物棟 木造 2F 資材工作屋外水槽棟 鉄筋コンクリート 2F
規模：(敷地) 14,411 m <sup>2</sup> (建物) 3,898 m <sup>2</sup>	
管理受託法人：なし (直営)	
備考：	

### (施設の設置目的)

水産資源の持続的・高度利用技術の開発、養殖漁業の技術開発、海洋環境の把握

### (施設の現況)

現在の水産試験場は平成 18 年 4 月より供用を開始しており、田辺市にあった増養殖研究所と統合して新築されている。

水産試験場の建物は本館、生物棟、資材工作屋外水槽棟等からなっている。

敷地については漁港課の所有となっており、占有許可を得ている。

### (保守管理の状況)

施設管理については、合併浄化槽の維持管理、廃棄物運搬処理、消防用設備保守点検、防犯警備委託（本館のみ）、エレベーター保守管理を外部委託している。

### (改修／震災対策の状況)

施設は平成 18 年度に竣工しており、改修等は発生していない。また、耐震設計がなされており、東南海・南海地震にも耐えうる仕様となっている。津波については、本館の 2F は過去最大級の津波の被害を免れることが可能となっており、コンピュータや重要図書は 2F に配置し津波の被害に備えることができるようにしている。



(指摘) 物品の管理状況について

下記の重要物品について現物は確認できたものの現物管理に不備が見られた。

(単位：千円)

物品 No	名称	取得価額	不備内容
15722	卓上クロロフィル測定装置	1,260	シール貼り漏れ
9922	栄養塩分析装置	18,580	〃
9716	メモリー多項目水質計	1,400	〃
6235	日立走査電子顕微鏡	10,000	故障中で使用できず
6419	原子吸光分光光度計システム	3,630	〃

シールが貼られていないものについては、現物照合の際に支障をきたすと考えられるので早急に貼付を行う必要がある。

故障中につき使用できないものについては、そのままでは何の役にも立たないのであり、修理を行って今後も使用するのか、新機種への買い替えを行うのか、廃棄するのか、今後の方針を明確にする必要がある。

また、重要物品の「管理課」の記載が、「増養殖試験場」から「水産試験場」に変更されていないものが多数見られた。この点に関して、組織の統合等が行われた場合には管理換えをすることが必要とのことであり、全て水産試験場に管理課を変更する必要がある。

(意見) 物品管理簿について

現物が物品管理簿に適切に記載されていることを確かめるために、現物を1件指定し、当該現物が物品管理簿に記載されているか確認した。現物の受入記録はあったが、品名(型番)の記載がなされていなかったため、それが当該現物であると確認できなかった。現物と物品管理簿の照合を容易にし、物品管理が適切に行えるようにするため、物品管理簿への記載時に個別品名の記載もあわせて行う必要がある。

(サンプル対象：U2800A 日立 分光光度計)

なお、物品管理簿全般について、今年度増養殖研究所が田辺市から串本町に移転した関係で大変分かりにくい印象を受けた。現在の物品管理簿では、現物との照合にあたって支障をきたすと思われるので、品目の整理を行ってどの物品が現在存在するのか明瞭にわかるように整理しなおす必要がある。

(指摘) 公有財産台帳への登録漏れ

水産試験場にある施設のうち、沈殿槽、沈砂槽、浄化槽が附属物として登録されていない。これらは附属物(下記参照)にあたるので台帳への登録が必要である。

(参考) 附属物の定義

附属物とは、土地に定着し、一定の目的に継続的に使用される人工的構築物で「附属物一覧表」の種目欄に記載するものをいう。なお、土地に定着した状態とは、当該構築物が土地と一体のものとして構築されている状態又は基礎工事により土地に定着している状態をいう。

### (7) 東牟婁総合庁舎

(施設の概要)

所在地：新宮市緑ヶ丘2丁目4番8号	
竣工年度：土地(昭和44年12月23日) 建物(昭和47年4月20日) 増築(平成11年10月5日)	所管部署：総務部管財課
総工費：312百万円 増築費：27百万円	構造：鉄筋コンクリート造(地下1階地上3階)、 増築は1階部分
規模：(敷地) 8,556㎡ (建物) 4,813㎡	
備考： 他に車庫(鉄骨、1,380㎡、26百万円) 犬舎(CB造、28㎡、0.9百万円)、自転車置き場(鉄骨、73㎡、1百万円)、自転車置き場(鉄骨、62㎡、0.8百万円)、エレベーター棟(S造、115㎡、67百万円) なお、平成18年度の耐震工事にかかる金額は含まれていない。	

(施設の取得経緯)

東牟婁県事務所、新宮保健所、新宮土木事務所など点在していた状況にあり、木造で老朽化が激しく、また内部が狭小で行政事務の執行に支障をきたしていたため、昭和47年に東牟婁総合庁舎を現在地に竣工した。

(施設の現況)

平成18年7月25日に耐震工事を着工し、平成19年3月20日に竣工した。耐震工事にかかる総工費699百万円である。

但し、東牟婁総合庁舎では、庁舎の耐震工事とともにバリアフリー化工事も実施しており、この総工費の中には、庁舎のバリアフリー化の費用が含まれている。

(重要物品等の管理状況)

① 総務事務集中課保有の台帳と原課の台帳の同一性について

総務事務集中課より入手した台帳のコピーと現地の台帳を照合したところ、小型貨物自動車(重要物品番号 11988)について、往査日現在、所管換えの途中であり、東牟婁総合庁舎にないものが1件あったが、後日当該資産の台帳を入手し適切に所管換えされていたことが確認できた。このため総務事務集中課保有の台帳と東牟婁総合庁舎の台帳については同一性が保たれていたと考えられる。

② 重要物品台帳と現物の照合

重要物品台帳より、任意に抽出した重要物品について、現物と照合を実施した。その結果、すでに未使用となっている波高計及び自動車について重要物品台帳の一部項目についての記載誤りが発見された。この詳細については「(意見)有姿除却された波高計について」及び「(意見)重要物品台帳の記載誤りについて」にて記載する。

この他に抽出した重要物品については、重要物品台帳の記載内容と一致しており、問題はないと考える。

③ その他の物品と平成19年3月31日現在の物品現在高報告書との照合

物品についても、任意に抽出した物品について、テストカウントを実施し、物品現在高報告書の記載数量と照合した。その結果、異動がないにもかかわらず、脇卓が台帳の記載より実物の方が1台多かった。この詳細については「(意見)脇卓の実際数量と台帳記載数量の差異について」にて記載する。

この他に抽出した物品の往査日現在の数は、平成19年3月31日から往査日の異動状況を加味すると、物品現在高報告書との一致を確認することができたため、問題はないと考える。

(意見)財産及び物品の区分について

平成12年度に設置された地震測定・津波観測装置は、支出自体が委託費に含まれていたため、地震測定・津波観測装置自体は重要物品に計上されていない。同じ物品を購入しても、支出費目が異なると重要物品に計上されたり、されなかったりするようになる。

財務規則 第125条では 備品を「その性質上原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品及びその性質が消耗品に属する物品で標本又は陳列品として使用するもの」と定義し、そのうち一定の金額を超えるもの、例えば、試験測定機では価格100万円以上のものを重要

物品と定義している(和歌山県物品管理等事務規程 第14条)。

この定義からすると、地震測定・津波観測装置は重要物品に含まれる。地震測定・津波観測装置が備品の購入という形ではなく、海底工事の委託費に含まれていたため、委託費の内容を分類し、地震測定・津波観測装置自体を取り出して、重要物品として計上すべきところを失念したと考えられる。地方自治体の会計においてこういった矛盾が起こりやすい。所管課では支出費目に係らず備品として計上すべきものを抽出するチェック体制が必要である。

また、東牟婁総合庁舎における耐震工事についても同様のことがいえ、耐震工事と同時にバリアフリー化の工事も実施しているが、工事費について明確に区分することができない状態にある。公有財産台帳にも増改築費としてまとめて計上されている状況にある。本来であれば、工事の性質ごとに支出を区分することはもちろんのこと、建物の価値を増加させた部分と修繕に当たる部分を区分し、建物の価値を増加させた部分を公有財産台帳の増改築費の欄に記載することが望ましいと考えられる。また、工事により取得した附属物や重要物品についても、別途、取得価額を把握し、それぞれの台帳へ記載することが望ましいと考える。

なお、このような委託費、工事請負費等の支出に伴う財産又は物品の区分については、東牟婁総合庁舎特有の問題ではないので、県として対応することが肝要である。

#### (意見) 有姿除却された波高計について

昭和55年12月に新宮港の海底に設置された波高計(差動トランス型)11,017千円及び平成4年8月に購入された波高演算処理装置4,404千円は、重要物品として計上されていたが、災害予防のため、新しく地震測定・津波観測装置が設置され、また、経年劣化・老朽化による損傷が著しく使用限度に達したとの理由により、平成17年に物品の用途廃止処分がなされた。しかし、波高計自体は処分費用を要するため、物品自体は海底に設置されたままである。

平成19年9月往査時に入手した重要物品台帳には、波高計が記載されたままになっており、用途廃止処分した旨の記載がない。和歌山県物品管理等事務規程(重要物品台帳)第49条に基づいて、本来は用途廃止処分についての記載がなされなければならない。今回の場合、物品自体が海底で有姿除却された状態で放置されているため、処分した旨の記載がなかったと思われるが、用途廃止処分については承認済みであるため、用途廃止処分の記載をすべきであったと考える。

(意見)重要物品台帳の記載誤りについて

重要物品台帳に日産車と記載されていた車がトヨタ車であったものが1件発見されたが、ナンバー及び添付されているシールと台帳に記載されている重要物品番号が一致しており、重要物品台帳と現物の一致について一定の心証は得ることはできた。しかし、重要物品台帳の記載内容と現物に齟齬があったことには変わりなく、今後はこのようなことが起こらないよう、定期的に重要物品台帳の記載内容に誤りがないかを、チェックする体制の構築は必要と考える。

(意見)遊休状態にあるパソコンについて

財産状況報告書との照合の実施の際に、総務室において、台帳に計上されているパソコン26台のうち25台が遊休であること、及び新宮建設部において、台帳に計上されているパソコン39台のうち22台が遊休であることを発見した。

この原因につき質問したところ、職員用パソコンのリプレースの際に、旧来使用していたパソコンについて、リプレース後も継続して利用していた。しかし、数年前より使用に耐えない状況となり、処分を検討したが、予算の関係で処分が実施できず、倉庫等に保管している状況とのことである。

このような遊休物品について、倉庫に眠り続けるというのも、公有財産のスペースの無駄使いにつながるので、県下の不要なパソコンを集めて処分するなど、全県的な対応が必要と考える。

なお、上記パソコンについては、OSがWindows98であるため、物理的な減価のみならず、機能的にも減価しており、また、本庁とのLAN接続もされておらず、今後も利用されることはないと思われる。したがって、和歌山県物品管理等事務規程30条第1項の状況に該当し、早急に不用の決定を行うべきだと考える。

(意見)パソコンのソフトの管理について

県庁とのLAN接続されているパソコンのソフトについては、県庁において、統一的に管理されている。しかし、東牟婁総合庁舎で購入し、独自に利用しているパソコンソフトについては3万円以上のソフトについて、個数管理を行うに留まっている。パソコン毎に組み込まれているソフトの統一的管理はなされていない。情報管理の点やソフトの不正利用防止等の観点からも、各パソコンに組み込まれているソフトについて、統一的管理が必要であると考える。

(意見) 脇卓の実際数量と台帳記載数量の差異について

テストカウントの結果、脇卓が台帳の記載より実物の方が1台多かった。担当者に確認したところ脇卓を新たに購入した事実はなく、平成19年3月31日の物品現在高報告書作成のために実施したカウントが誤っていたとのことであった。今後はこのようなことがないように正確にカウントすることが必要となる。

(意見) 物品の管理について

東牟婁総合庁舎では物品管理簿を作成し、物品を管理している。

物品管理簿には一般器具、事務用器具の大区分別に事務机、会議机、脇卓、回転椅子、整理戸棚、補助棚、パソコン、パソコンソフト等の品名別に数量のみの増減を発生原因別区分ごとに記載されている。しかし、物品管理簿には、保管場所の記載がないため、上記例のように移動可能なもので個数が多いものは、現実には管理が非常に困難になっている。物品管理簿に保管場所情報を追加し、物品管理の有効性を高めるとともに、事務作業を煩雑にしないため、一定の耐用年数経過後は物品に耐用年数経過済みのシールを貼る等により区分した上で、物品現在高報告書の対象から外す等、全県的な検討が必要であると考えている。

(8) 交通センター

(施設の概要)

所在地：和歌山市西1番地 (貴志川線沿いに施設あり。交通センター前駅及び警察本部岡崎庁舎に隣接)	
竣工年度 本館 昭和51年11月17日 別館 昭和58年3月31日	所轄部署 警察本部 交通企画課
総工費 (土地) 666百万円 (建物+設備) 810百万円 合計 1,477百万円	構造 本館 鉄筋コンクリート3F(平屋一部あり) 別館 鉄筋コンクリート平屋(電算室、聴聞室等)
規模：(敷地) 92,200㎡ (建物) 4,821㎡	
管理受託法人 : なし	
備考： 本館の他に、車庫その他1,597㎡ この他に田辺と新宮に分室のセンターがある。	

#### (施設の設置目的)

和歌山県全域を対象とした和歌山県警察が所管する運転免許試験場等を併設している施設で、運転免許試験・免許更新手続の場として使用されている。

前身は和歌山県自動車運転免許第1試験場となっているが、昭和48年以降免許取得増加が想定されたため、現在の立地に移転した。

完成当初は「運転免許センター」と称していたが、交通企画課・交通規制課・交通指導課が本館に移転したことにより、交通部全所属が同一庁舎となったため名称を「交通センター」として改称した。

#### (施設の現況)

交通センターは週日と運転免許関係は日曜、そして新宮・田辺は週日のみオープンしており、季節や曜日で施設の利用状況が大きく異なる。

本館にある教室は1F～3Fが6教室で、平日の利用には余裕があるとのことであるが、日曜日の利用者が飛躍的に増加することから、それぞれ教室には用途が定められているが、用途外の利用をもって対応しているとのことである。その他の施設・部屋は用途が明確に定められており、実際に遊休部分は見受けられず、用途に応じて利用されているとの心証を得た。

駐車場の数は日曜日では対応できていない。ただ、免許試験が日曜日に実施していないため試験コースを駐車場として利用することで対応している。過去にそのことで特段事故が起こる等の問題は生じていないとのことである。

以上のように、曜日等で施設の利用状況が一変するが、利用度の最大瞬間風速にも現在の設備は対応できており、特に設備の増強は不要と想定される。同時に、利用度合いが大きく変動する性質をもっていることから、週日の利用状況のみでも利用率の状況全般を判断することはできないと考える。用途目的を考えると最大利用度合いをベースに利用率の判定をしなければならぬ性質の設備とも考えられる。

ただ、往査日は平日であったが、一こまの教室には若干の空きも見受けられはしたが、相当数の利用者があり施設の利用状況が低いとの心証は受けなかった。

#### (利用者の年度別趨勢)

年間ベースで過去5年間を見ると特に利用者数に著増減は見受けられない。ただ免許更新の5年制度が導入されてから運転免許関係の利用者数は遞減傾向にある(平成14年6月の道交法改正により、免許更新の原則が5年に変更された)。

## 過去5年間の利用状況（来庁者概数）

（単位：人数）

	行政処分関係	運転免許関係	運転免許試験関係	計
平成14年度	11,000	124,000	35,000	170,000
平成15年度	11,000	115,000	34,000	160,000
平成16年度	11,000	126,000	33,000	170,000
平成17年度	12,000	130,000	31,000	173,000
平成18年度	11,000	118,000	32,000	161,000

## （保守の状況）

指定管理者制度は適用されずに、庁舎清掃業務をはじめ計9つの業務を委託している。委託先は8社となっており、8件の競争入札を実施しており、うち2件は一般競争入札を実施している。平成19年度の委託料総額は年額15,655,668円（税込み）である。

## （改修/耐震対策の状況）

建屋については、特に改修工事を実施していない。また、試験コースなどは3年～5年の間隔で特に不都合な箇所の改修工事が適宜行われている。技術試験コースの全面改修は、次に記述する耐震工事完了後に行うことを想定している。

また、建屋の耐震工事は平成8年に耐震診断を実施し、耐震補強が必要と結果がでていた。平成19年度に設計し、平成20年から改修工事实施の予定。総工費は、10億から11億を想定している。その際の実際の工事内容は耐震工事と本館のリフレッシュ工事がセットで行われる予定である。

## （指摘）公有財産の管理状況について

公有財産台帳に記載されている公有財産の現況を確かめたところ、下記の財産（建物 乙）については、運転免許課新宮分室が使用していた物置が10年ほど前から新宮警察署にあり、その所属が交通センターから新宮警察署に事実上委ねられているが、県警察庁舎管理規程上、必要とされている所属換えの手続がなされていないため、速やかに手続されたい。

建物名称	物置
番号	10
屋根の種類	カラー鉄板
平屋その他の別	平屋
構造	鋼製プレハブ
面積	6.45 m <sup>2</sup>
価格	515 千円
取得年月日	平成5年12月13日



(重要物品の管理状況)

重要物品台帳、重要物品配置図より重要物品 10 件を任意抽出し、現物との確認を実施したところ、抽出した全件につき一致が確認できたため、問題はないと考える。

(9) 橋本体育館

(施設の概要)

所在地：橋本市北馬場 455	
竣工年度：平成 9 年度	所管部署：県土整備部 住宅環境課
総工費：7,428 百万円	構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
規模：(建物) 14,997 m <sup>2</sup>	
指定管理者：橋本市 運営委託：(財) 橋本市文化スポーツ振興公社	
備考： 建物の内訳 メインアリーナ 約 2,900 m <sup>2</sup> 、サブアリーナ 約 850 m <sup>2</sup> 、武道館 約 530 m <sup>2</sup> トレーニングルーム 約 290 m <sup>2</sup>	

(施設の設置目的)

伊都・橋本地方を中心とした広域施設として、各種スポーツ大会やコンサート、イベント等も開催することのできる機能を備え、文化振興にも寄与することのできる多目的体育館の整備

(施設管理の形態)

平成 18 年 4 月から橋本市を指定管理者に指定 (非公募)

指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 (5 年間)

委託料 年額 102,639 千円×5 年間=513,195 千円

委託料は、支出見込額から使用料収入を差し引いた額に基づき積算している。

(施設の利用状況)

過去3年の施設の利用状況は次のとおりである。

年度	利用人数(人)	使用料(円)	一人当たり使用料(円)
平成16年度	128,391	19,113,114	149
平成17年度	113,290	16,142,949	142
平成18年度	134,027	20,390,685	152

(意見) 公有財産台帳

橋本体育館の公有財産台帳をみたところ、内訳の記載がなく、建物及び建物附属設備がまとめて台帳に記載されていた。

公有財産台帳上、設備は建物と区別して計上し管理するべきである。

(意見) 物品の帰属について

当該施設は橋本市を指定管理者としており、施設・設備・備品の修繕費用については、次のとおり、和歌山県立橋本体育館の管理に関する協定書に指定管理者と和歌山県のリスク分担が定められている。

基準	負担者
1件当たり250万円以上	県の負担
1件当たり50万円未満	指定管理者の負担

これによれば、1件当たり50万円未満のものは指定管理者の負担で、250万円以上のものは県の負担になっている。50万円以上250万円未満のものについては、修繕内容等に応じて県と協議することになっている。指定管理者制度において、物品の所有権を明確にすべきと考えられるため、購入の都度、県と協議を行い、県に帰属する物品については、適時に指定管理者から県に寄附する手続を踏むべきである。

(意見) 物品の管理について

当施設の物品管理状況を確認したところ、調査した県の所有物品は、適切に管理保管がなされていた。

調査手続では、現物と物品一覧との突合及び物品一覧と物品管理簿との突合を行ったが、いくつか気付いた点を整理すると次のとおりであった。

- ・ 物品一覧の並びが購入年度順になっているため、物品の現物確認においては保管場所順に整理した上で現物確認を行うと効率的である。

- ・ 物品一覧の並びが購入年度順になっているため、物品管理簿との確認においては物品順に整理した上で照合作業を行うと効率的である。
- ・ 事務所のパソコンについて、一部指定管理者である橋本市所有のものが混在していたので、県所有物品との違いを第三者から見てもわかるように明確に区別すべきである。

バスケットゴールについては、物品一覧は対の数量（4 対）で物品管理簿は台数（8 台）で記載し、数量に違いがあったので、数量単位は同一のものを使用すべきである。

### 3. 普通財産

#### (1) 多目的スポーツグラウンド

##### (財産の概要)

所在地：日高郡日高町荊木字山下 310-1 他	
取得年度：昭和 43 年度	所管部署：教育委員会 スポーツ課
取得費用：0 円※	規模：12, 226 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：昭和 43 年度	
備考：宅地 310-1 (4, 695 m <sup>2</sup> )、383-1 (3, 395 m <sup>2</sup> )、384-2 (1, 141 m <sup>2</sup> )、376-1 (2, 406 m <sup>2</sup> )、448-1 (589 m <sup>2</sup> ) の 5 筆 ※雇用推進課からの所管換えのためスポーツ課の土地の取得費用は 0 円	

##### (財産の取得経緯)

平成 17 年 3 月末にポリテクセンター日高分所の業務終了に伴い、当該土地の返還をうけた。返還当初は雇用推進課の所管であったが、日高地域のスポーツ振興を図る趣旨から、平成 17 年 9 月 13 日に雇用推進課からスポーツ課に所管換えを行った。

平成 17 年 6 月 17 日から工事を開始し、平成 18 年 4 月 1 日に供用を開始した。

当該グラウンドの供用のための県の支出額は、社団法人和歌山県体育協会に対するグラウンド整備費 185 百万円（助成金 154 百万円、補助金 31 百万円）である。

##### (財産の現況)

当該グラウンドは平成 18 年 4 月 1 日より供用を開始している。グラウンドの所有権は県にあるが、現在は社団法人和歌山県体育協会に無償で貸与し、グラウンドの管理運営は社団法人和歌山県体育協会が実施している。

このため、県費の追加的な支出及び賃借料等の収入は生じていない状況にある。

##### (意見) 多目的グラウンドの稼働状況について

平成 18 年度の社団法人和歌山県体育協会の収支計算書のうち、グラウンド部分の抜粋は以下のとおりである。

平成 18 年度収支決算書（一部抜粋・加筆）

（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日）

（単位：円）

科目	補正前予算額 A	補正後予算額 B（参考）	決算額 C	補正前予算と の差異※ 1	補正後予算と の差異※ 2
グラウンド収入（D）	1,200,000	1,200,000	1,248,900	48,900	48,900
利用料収入	1,200,000	1,200,000	1,248,900	48,900	48,900
グラウンド管理支出（E）	2,000,000	3,500,000	3,220,307	-1,220,307	279,693
旅費交通費支出	32,000	15,000	0	32,000	15,000
消耗品費支出	40,000	45,000	40,750	-750	4,250
修繕費支出	313,000	1,000,000	987,000	-674,000	13,000
光熱水道費支出	65,000	410,000	403,447	-338,447	6,553
手数料支出	0	450,000	411,190	-411,190	38,810
賃借料支出	38,000	20,000	0	38,000	20,000
保険料支出	0	60,000	53,420	-53,420	6,580
維持費支出	142,000	20,000	0	142,000	20,000
租税公課支出	170,000	40,000	38,500	131,500	1,500
負担金支出	0	10,000	7,000	-7,000	3,000
委託費支出	1,200,000	1,430,000	1,279,000	-79,000	151,000
収入（D）-支出（E）	-800,000	-2,300,000	-1,971,407	-1,171,407	328,593
他会計からの繰入	800,000	2,300,000	2,300,000	-1,500,000	0
収支差額	0	0	328,593	328,593	328,593

※ 1 収入については（C-A）、支出については（A-C）で計算している。

※ 2 収入については（C-B）、支出については（B-C）で計算している。

平成 18 年度の年度の利用状況については下記のとおりである。

月	使用料（円）	利用日数	利用時間（h）	人数	営業日数	営業時間（h）	稼働率
4 月	70,800	14	88	647	30	240	36.67%
5 月	81,600	19	95	1,184	31	248	38.31%
6 月	45,600	12	57	842	30	240	23.75%
7 月	152,000	25	167	1,502	31	248	67.34%
8 月	144,000	26	180	2,610	31	248	72.58%
9 月	79,200	12	82	690	30	240	34.17%
10 月	92,000	22	115	1,065	31	248	46.37%
11 月	72,800	18	91	1,435	30	240	37.92%
12 月	95,200	17	113	1,535	28	224	50.45%
1 月	76,000	18	95	1,040	28	224	42.41%
2 月	70,400	13	74	595	28	224	33.04%
3 月	128,300	25	156	1,920	31	248	62.90%
合計	1,107,900	221	1,313	15,065	359	2,872	-
平均	92,325	18	109	1,255	30	239	45.72%

平成 18 年度のグラウンド収入は 125 万円となっている。収支計算書を見ても、収入面ではほぼ予算とおりというような結果となっている。

グラウンド収入の内訳はグラウンド利用料の 111 万円及び併設する会議室の収入の 14 万円である。グラウンドの稼働率は月平均で 45.72% という状況にある。

一方、平成 18 年度の維持管理コストについては、当初の予算は年間 200 万円と想定されているが、維持管理コストの実績としては、年間約 322 万円がかかっており、122 万円の差異が生じている。維持管理コストの当初予算と実績の差異のうち、水道光熱費 33 万円、手数料 41 万円、修繕費 67 万円が当初予算に比べて差異の大きい項目となっている。これは利用者の声を受けて、シャワー等の水道設備の水圧を改善するための工事を実施しており、その影響である。この工事については、経常的な支出ではないとのことである。

年度収支については、グラウンドの運営自体では、当初予算から 80 万円の赤字を見込んでおり、それを他会計からの繰り入れによって補っている状況にある。実績については、繰入考慮前の収支差額は 197 万円の赤字となっており、予算と比しても 117 万円も悪化している状況になっている。

この状況を受けて、社団法人和歌山県体育協会では、グラウンドの長期的・継続的な運営管理を行うための財源を確保するために、平成 19 年 1 月 23 日より、グラウンドのネーミングライツ（施設命名権）の導入を行っている。

ネーミングライツは株式会社松源をパートナーに 3 年間、年間 150 万円の条件で、契約が締結されている。この契約により、当該多目的グラウンドは「マツゲンスポーツグラウンド」となっている。

平成 18 年度の他会計からの繰入考慮前の収支差額は 197 万円の赤字であるが、このネーミングライツによる収入を加味すると 47 万円の赤字となるため、赤字幅の減少の観点からは一定の効果があると考えられる。

しかしながら、初年度の収支は、仮にネーミングライツによる収入があったとしても、他会計からの繰入がなければ、依然赤字であるため、単年度の収支の改善を図る必要があるとともに、人工芝の耐用年数が到来した際に、そのはりかえにどのくらいの費用がかかるかを検討し、その金額を計画的に積み立てる必要がある。

現在、はりかえについて方針は決まっていないとのことであるが、そもそも、そのような方針は補助金支出の時点で、当然に検討されるべき内容と考えられる。

もし、仮にはりかえ費用を県が負担するのであれば、グラウンド整備費 185 百万円加えて、さらに負担額が増えることとなる。現在は土地を無償で貸し付けしているが、最低限はりかえ費用分相当の賃料の回収が必要と考える。受益者負担の観点からは、人工芝のグラウンドの継続的な維持に必要な費用は受益者負担とすべきと考える。

スポーツ振興の趣旨を満たすために、グラウンドを人工芝にすると意思決定した以上は、人工芝を維持すべきであり、人工芝の耐用年数の経過を理由に、人工芝のはりかえを実施せ

ず、土のグラウンドとして使う、もしくは用途変更を行うとなると、当初の人工芝のグラウンドにするという意思決定及びグラウンド整備のための185百万円(うち人工芝舗装費は108百万円)にもものぼる助成金・補助金の支出の妥当性及び公有財産の有効活用の観点から疑問が生ずる可能性がある。

現状の状況では、定期修繕を含めたランニングコストの回収は図れておらず、スポーツ振興の観点からも、稼働率が平成18年度は45.72%、平成19年度は8月までで43.13%と前年度より悪化している状況にある状況を鑑みると十分な水準にあるとは考えにくい。今後は稼働率の向上に資するような積極的な運営が必要であるとともに、中長期的なビジョンを明確にし、人工芝のはりかえを含む、定期修繕を念頭に置いたグラウンドの管理・整備が必要である。

(意見) 隣接する土地の有効利用について

当該グラウンドの実地調査時に、多目的グラウンドに隣接する県の土地(雇用推進課所管)は雑草が生い茂っている状況にあった。当該土地は、日高職業能力開発センター用地として、普通財産台帳に記載されている17,563.78㎡の一部である。

日高職業能力開発センター用地の内訳は下記のとおりである。

用途	面積(㎡)	備考
中紀地域職業訓練センター用地	8,880.30	平成18年度の年間賃料は4,433,045円
公衆用道路用地	749.67	
当該土地	7,933.81	
合計	17,563.78	

日高職業能力開発センター用地として、普通財産台帳に記載されている17,563.78㎡の土地のうち当該土地は7,933.81㎡を占めており、残りの9,629.97㎡のうち8,880.30㎡は隣接する中紀地域職業訓練センターに年間4,433,045円(平成18年度)で貸し付けられている。

当該土地の利用状況について所管部局である雇用推進課に問い合わせたところ、隣接する中紀地域職業訓練センターで行われる県共催の行事等の際に、予備の駐車場として利用しているとのことであるが、今後の利用計画等は明確になっていない。

このような状況では、当該土地は有効利用されているとはいえず、県としては、処分も含め、より積極的に有効利用策を検討すべきである。

加えて、当該土地については、管財課作成の未利用地一覧表には記載されていなかった。雇用推進課としては、利用していると考えているようだが、実質的には未利用であり、未利用県有地調査要領に従って、管財課に報告する必要があると考える。

(2) 国立和歌山工業高等専門学校

(財産の概要)

所在地：御坊市名田町野島 77-1	
取得年度：昭和 39 年度	所管部署：総務部管財課
取得費用：70 百万円	規模：99,986 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：昭和 39 年度	
備考： 普通財産賃貸契約は昭和 40 年度以降 1 年更新で締結されている。 平成 16 年 4 月 1 日より国立和歌山工業高等専門学校は独立行政法人化している。	

(財産の取得経緯)

年月	経緯
昭和 36 年	学校教育法の一部改正が行われ、高等専門学校が設立できるよう法整備がなされた。
昭和 37 年	和歌山県では高等専門学校を誘致するために、県知事を会長とする国立工業高等専門学校誘致期成会が発足された。
昭和 39 年 1 月	和歌山県では県知事を会長とする国立工業高等専門学校設置期成同盟会が発足された。
昭和 39 年同月	国では国立工業高等専門学校設置準備会が発足した。
昭和 39 年 4 月	国立和歌山工業高等専門学校発足（仮校舎）
昭和 39 年 5 月	国立和歌山工業高等専門学校の設置場所が現在の御坊市名田町野島 77-1 に決定した。
昭和 39 年 5 月以降	陸上自衛隊により当該土地の造成が開始された。
昭和 40 年	御坊市名田町野島 77-1 に移転 同年 9 月、普通財産賃貸契約を締結（年度更新）
昭和 42 年～44 年	地目の変更や合筆等により、構図の整理を実施し、登記後、普通財産台帳に登録を行った。
平成 16 年	国立和歌山工業高等専門学校の独立行政法人化



(財産の現況)

県は独立行政法人国立高等専門学校機構（国立和歌山工業高等専門学校）に対して、賃借している状況にある。賃料については、固定資産税の算定に用いる数値に基づいて賃料を算定している。

なお、平成 18 年度の年間賃料の計算については以下のとおりに計算されている。

固定資産税評価額 19,891 (円/㎡) × 宅地倍率 1.1 × 面積 99,986.67 (㎡) × 貸付率 1.55/100  
= 33,909,634 円

(意見) 処分の検討について

高専側は財源の確保と金額的折り合いが付けば、買取りたいとの意向があり、県の側も貸付土地については積極的に売却する方針がある。

なお、県が保有する部分の平成 18 年度の固定資産税評価額は 1 ㎡当たり 19,373 円であることから、平成 18 年度における当該土地の時価は、1,937,041,757 円である。

当該土地については、早期の売却を実現するために、より積極的な取組みが必要である。

(3) 元南紀白浜空港跡地

(財産の概要)

所在地：西牟婁郡白浜町瓜切 2926	
取得年度：昭和 43 年度	所管部署：県土整備部振興課
取得費用：213 百万円	規模：368,403 ㎡
普通財産への変更年度：平成 7 年度	
備考：跡地利用可能面積：207,800 ㎡（県有地 129,800 ㎡、町有地 78,000 ㎡）	

(財産の取得経緯)

昭和 43 年に南紀白浜空港として当該地に開港したが、平成 8 年において空港の東隣にて新空港が開港された。これに伴い、元南紀白浜空港は普通財産に用途変更をし、それ以降遊休土地となっている。

(財産の現況)

当該用地に係る管理コストは、年に数回実施する雑草刈りの作業代であるが、新南紀白浜空港の管理事務所職員が実施しているため、元南紀白浜空港単独でのコストとしては発生していない状況である。

(意見) 処分の検討状況

平成8年以降、他の用途への有効活用、又は処分の検討を行っているが、抜本的な方針は定まっていないのが現状である。新空港建設開港当時は、跡地利用に関する調査等を行い、和歌山工科大学の設立等の計画があったが、いずれの利用計画も実現していない。

現在は、地元の白浜警察署や近畿圏の大学等に、訓練用又は実験用に貸したりしている。貸出の利用料については後述することとする。

県としては、紀南地域の活性化のために地元白浜町と連携を図りながら今後の活用について引き続き検討しているが、県民のためになる跡地利用計画を具体化させ、跡地利用の実現を図りたい。

(意見) 貸出の利用料について

空港跡地の平成17年度から平成19年度の貸出の利用料は次のとおりである。

年度	貸出日数	貸出料	1日当たり貸出料
平成17年度	51日	310千円	6千円
平成18年度	52日	273千円	5千円
平成19年度(※)	98日	755千円	8千円

※ 平成19年度は平成19年12月末までの9ヶ月間

県関係団体への貸出料は無償となっていることが多く、近畿圏の大学等への貸出用途は様々で短期間のケースが多いため、1日当たり貸出料はばらつきが生じている。

現状においては、利用料収入は小規模であり財政への影響は軽微であるので、できるだけ県関係団体等の利用促進を図り、空港跡地貸出の稼働率が上がることを期待するしかないが、今後の処分計画とあわせて引き続き検討されたい。

#### (4) 国民年金保養センター用地

##### (財産の概要)

所在地：東牟婁郡那智勝浦町大字市屋 1056-8	
取得年度：昭和 47 年度	所管部署：福祉保健部 福祉保健総務課
取得費用：無償	規模：13,808 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：取得当初（昭和 47 年度）より普通財産	
備考：	

##### (財産の取得経緯)

国民年金保養センターを建設する計画が地元で持ち上がり、敷地を有していた当時の太地町が県に現物寄附を行ったことにより取得したものである。

##### (財産の現況)

当該用地には現在国民健康保険保養施設「くまのじ」が建てられている。

県は、固定資産税評価額に基づき算定した賃料 2,467 千円/年で（独）年金・健康保険福祉施設整理機構に対して土地の賃貸借を行っている（契約期間 30 年、平成 47 年度まで）。なお、貸付料の算定方法について、規程に照らして検討したが、適正に算定されていた。

##### (公有財産の管理状況)

当該土地に係る土地台帳は整備されており、面積、価格、取得日付等の記載項目について、漏れなく記載されていることを確認した。また、土地については、登記の状況も確認したが、特に問題のある記載は検出されなかった。

##### (処分の検討状況)

「くまのじ」が営業を続ける限り用地の賃貸を続ける予定であり、処分について特に検討はなされていない。

##### (意見)

特に指摘すべき事項はない。

(5) 紀南福祉エリア用地

(財産の概要)

所在地：東牟婁郡那智勝浦町大字二河 1581 外、森浦	
取得年度：昭和 47～49 年度	所管部署：福祉保健部 福祉保健総務課
取得費用：5,685 千円	規模： 24,025 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：書類なし、不明	
備考：	

(財産の取得経緯)

現地は、県南部、湯川温泉の一角にあり、温泉の泉源及び山林となっている。グリーンピア南紀建設に伴う周辺地として県が地権者から取得したが、グリーンピア南紀の廃止により保養施設等としての利用見込みがなくなっている。

(財産の現況)

数箇所に点在しており、泉源が 2 箇所と、残りは山林となっている。山林は国道に面しているが、傾斜のきつい崖となっており、実際に保養施設として開発するためには相当の支出を要する。泉源からは温泉水が湧き出しており、近隣の住民に解放されている。

(公有財産の管理状況)

当該土地に係る土地台帳は整備されており、面積、価格、取得日付等の記載項目について、漏れなく記載されていることを確認した。また、土地については、登記の状況も確認したが、特に問題のある記載は検出されなかった。

(処分の検討状況)

福祉保健総務課において、これらの用地をどのように処分するのかについては何ら検討されていない。

(指摘) 公有財産台帳の記載不備について

公有財産台帳に那智勝浦町市屋の土地について、取得価格及び登記年月日の記載がなされていない。

本件土地は、国民年金保養センター用地から所管換された土地であるが、前の所管からこれらの情報を引き継いで記載をすることが必要である。

(意見) 処分可能性の検討について

当該土地は 30 年以上前から未利用の状態が続いており、グリーンピア南紀の廃止により利用可能性がほとんどなくなったにもかかわらず、処分の方向性について何ら検討がなされていない。

対象資産は利活用の困難な土地であり、売却等を行ったとしても大した売却収入を得ることは困難とも考えられるが、県の公有財産として保有し続けた場合、定期的な現況確認や手入れ等の事務管理が必要となってくることになる。早期の処分について検討されたい。

## (6) 元医科大学附属病院

(財産の概要)

所在地：和歌山市七番丁 27、九番丁 27	
取得年度：昭和 22 年度～63 年度	所管部署：総務部管財課/企画部企画総務課
取得費用：(総額は不明)	規模：13,948 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：平成 12 年	
備考：平成 19 年度に D 敷地を売却済み	

(財産の取得経緯)

本土地は、和歌山県立医科大学の跡地であり、登記簿上は昭和 22 年度から昭和 63 年度にかけて取得されたことになっている。

(財産の現況)

本土地は、A 敷地 (9,656.15 m<sup>2</sup>)、B 敷地 (3,390.19 m<sup>2</sup>) 及び D 敷地 (901.73 m<sup>2</sup>) に分類されており、A 敷地にはモンティグレ・ダイワロイネットホテルが、B 敷地には和歌山ロイヤルパーキングが建てられている。D 敷地については、平成 19 年 7 月に同敷地を利用していた社会福祉法人恩賜財団済生会に 77,300 千円で売却されている。

A 敷地及び B 敷地には、ダイワロイヤル(株)との間で一般定期借地権設定契約が締結されており、平成 65 年 5 月まで 50 年間にわたって賃貸されることとなっている。平成 18 年度における賃料は 47,623 千円である。

### 事業経過

平成 10 年 1 月 「和歌山県立医科大学跡地利用懇話会」設置

平成 14 年 3 月 事業コンペ審査委員会でダイワロイヤル(株)の応募提案を決定

平成 15 年 2 月 一般定期借地権設定仮契約書締結

平成 15 年 7 月 起工

平成 17 年 4 月 モンティグレ・ダイワロイネットホテル和歌山 和歌山ロイヤルパーキング開業

#### モンティグレ・ダイワロイネットホテル和歌山の概要

開業 平成 17 年 4 月 2 日

建物規模 地上 20 階建 高さ 80m

総事業費 約 50 億円

施設内容 商業施設 (1F～3F)、コンベンション施設 (4F)、宿泊施設 (5F～20F)

#### 和歌山ロイヤルパーキングの概要

開業 平成 17 年 4 月 2 日

株主 ダイワロイヤル(株)90% 和歌山県 10% (100 万円)

駐車場機能 513 台 駐輪場機能 179 台

施設規模 地上 6 階建 地下 1 階

補助金交付 中心市街地活性化法に基づき建設費の 1/2 を補助 (国が 1/4、県が 1/4 を補助)

#### (処分の検討状況)

A 敷地及び B 敷地については、このまま定期借地権契約を続ける予定である。

D 敷地については、平成 19 年 7 月に売却済みである。

#### (指摘) 公有財産台帳の記載不備について

公有財産台帳を確認したところ、登記年月日、取得年月日、取得価格について一部記載がされていないかった。

公有財産事務規程別記第 19 号様式 (その 1) によれば、登記年月日、取得年月日、価格について記載を求めており、早急に調査の上記載する必要がある。

## (7) 職員会館

### (財産の概要)

所在地：和歌山市東長町三丁目 24	
取得年度：(土地) 不明 (調査中) (建物) 平成 7 年度	所管部署：総務部 職員厚生室
取得費用：(土地) 不明 (建物) 124 百万円※	規模： (敷地) 1,244 m <sup>2</sup> (建物) 2,365 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：取得当初から普通財産	
備考： ※は共済組合における支出額	

### (財産の取得経緯)

和歌山県職員会館は、地方公務員法の規定に基づき、県職員の福利厚生施設として地方職員共済組合により建設された。共済組合における建設費の償還が終わった平成 7 年度に県に無償譲渡されたものである。

敷地については、平成元年に換地処分されており、当初の取得経緯については現在調査中とのことである。

### (財産の現況)

職員会館は、築後 38 年が経過しているが、内装等は建築当時からほとんど変わっておらず、建物全般に老朽化が見られた。

現在、県庁では耐震補強工事が行われており、県庁内での会議室等が少なくなっている。そのため、県庁から近い距離にある職員会館は会議スペースとして活用されているとのことである。

施設の管理運営は、(財)和歌山県職員互助会に委託されており、各年度における委託料は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
委託料	19,536	19,016	18,986	7,817	11,577
備考					うち修繕費 2,000

※ 平成 14 年度～16 年度の 3 ヶ年については、職員会館の常駐職員人件費を含んでいる。

なお、施設内の備品類は全て、(財)和歌山県職員互助会の所有となっている。

施設の貸室収入については、一旦互助会で預かり、定期的に県の口座に入金されている。

(処分の検討状況)

施設が老朽化しているため、建替え・廃止等を含めた今後のあり方について、県庁舎耐震工事の終了する平成 22 年度を目処として検討を行う予定である。

(意見) 職員会館の使用状況について

平成 19 年度上期における職員会館の使用状況は次のとおりである。

	H19/4	H19/5	H19/6	H19/7	H19/8	H19/9
サークル等 件数	31	33	29	34	30	25
使用料 (円)	20,290	21,420	18,740	24,120	20,820	16,910
県関係 件数	169	264	261	186	216	229
使用料 (円)	750,830	1,167,290	1,393,780	1,223,500	1,221,600	1,205,940
合計 件数	200	297	290	220	246	254
使用料 (円)	771,120	1,188,710	1,412,520	1,247,620	1,242,420	1,222,850
県関係占有率 件数	84.5%	88.8%	90.0%	84.5%	87.8%	90.1%
使用料	97.3%	98.2%	98.6%	98.0%	98.3%	98.6%

(出典) 職員会館利用状況報告書

※ なお、上表には勤務時間外における互助会員によるトレーニングルーム等の使用は含んでいない。

上表のとおり、会館の利用は使用料の面でみると圧倒的に県関係の会議室利用が多くなっており、施設本来の目的である職員の福利厚生のためにはあまり使用されていない実態がうかがえる。もともと、平成 19 年度は、県庁における耐震工事に伴う代替会議室としての利用が多いことが原因とのことであるが、職員会館の設置趣旨からして現状の利用実態は問題である。利用実態から考えると、職員会館は普通財産ではなくむしろ行政財産として位置づける方が適切とも考えられる。

上記の実態は、逆に言えば県関係の施設使用がなければ職員会館がほとんど使われていないともいえる。耐震工事に伴う会議室としての需要がなくなった時に、職員会館をそのまま存続させておくことが土地の有効活用などの総合的な観点から合理的であるのか検討する必要があると考える。



(指摘) 公有財産台帳の記載不備について

公有財産台帳の土地欄において、取得年月日、取得価額、登記年月日に係る記載が漏れていた。

換地処分等によって、当初取得に関する情報が不明確となったものと思われるが、過去の経緯について整理をした上で記録しておく必要がある。

#### (8) 産業高度化施設 (和歌山リサーチラボ) 建設用地

(財産の概要)

所在地：海南市南赤坂 11 番	
取得年度：平成 6 年度	所管部署：商工観光労働部 商工観光労働総務課
取得費用：365 百万円	規模：8,866 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：取得当初から	
備考：	

和歌山リサーチラボは、「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」に基づき整備された海南インテリジェントパーク内の中核施設である。

平成 2 年に和歌山地域集積促進計画が承認され、㈱和歌山リサーチラボが設立された。

和歌山リサーチラボの社屋は平成 7 年に完成し、テナント型企業の入居がスタートしている。

(財産の取得経緯)

県は、海南インテリジェントパーク事業を担っていた地域振興整備公団（現（独）中小企業基盤整備機構）から、当事業を支援する目的で和歌山リサーチラボ建設用地を 365 百万円で取得した。和歌山リサーチラボ建設後は、㈱和歌山リサーチラボに、無償で用地の貸付を行っている。

取得当初から、㈱和歌山リサーチラボへの無償貸付を予定していたため、財産区分は当初から普通財産となっている。

(財産の現況)

当用地は、和歌山リサーチラボの敷地として利用されている。

和歌山リサーチラボ内のレンタルラボには県内外の企業が入居しており、平成 19 年 10 月現在の入居率は 80%である。

海南インテリジェントパークはオープンから10年を経過し、大学や企業等の誘致が進んでおり、全ての区画が販売済みとなっている。ただ、現地を視察したところ、土地の販売は済んでいるものの、未進出となっている区画も複数存在していた。

(公有財産の管理状況)

当該土地に係る土地台帳は整備されており、面積、価格、取得日付等の記載項目について、漏れなく記載されていることを確認した。また、土地については、登記の状況も確認したが、特に問題のある記載は検出されなかった。

(処分の検討状況)

特に予定されていない。

(意見) 普通財産の無償貸付について

普通財産を他団体に貸し付ける際には、相当の貸付料を徴収することとされている(公有財産事務規程第28条)。

本用地に対しては貸付料が徴収されていないが、これは「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の規定に基づくものであるとのことである。また、平成17年において無償貸付に係る議会議決を受けており、適法性に問題はない。

○「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」

第4条(無償貸付・低廉貸付)

普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき、地震・災害・水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるときは、無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

しかしながら、貸付先である(株)和歌山リサーチラボは民間会社であり、また主たる事業はレンタルラボ事業、人材育成事業、ISO認証事業である。

(株)和歌山リサーチラボがそもそも設立された経緯(地域産業の高度化支援及び海南インテリジェントパークに進出する企業の活動支援)からして、公益性のない団体であるとまではいえないが、条例でいうところの「公共的団体」に該当するのか、また本件のような土地の賃貸が「公益事業の用に供する」場合にあてはまるのか疑問である。

(株)和歌山リサーチラボの経営状況は黒字基調で推移しており、借入金の返済も順調に進んでいることから、土地の賃貸料を全額減免する必要があるのか、再検討する必要があると考える。

(参考) ㈱和歌山リサーチラボの経営成績

(単位：百万円)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
(P/L)				
売上高	205	215	196	179
営業利益	△2	6	2	△10
経常利益	12	8	4	△5
当期利益	2	2	2	△6
(B/S)				
借入金	546	462	378	294
純資産	1,601	1,604	1,606	1,600

(9) 和歌山県経済センター

(財産の概要)

所在地：和歌山市西汀丁 26	
取得年度：(土地) 平成 9 年度 (建物) 昭和 33 年度、45 年度	所管部署：商工観光労働部 商工観光労働総務課
取得費用：(土地) 651 百万円 (建物) 99 百万円	規模：(土地) 1,229 m <sup>2</sup> (建物) 10,433 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：土地、建物とも取得当初から	
備考： 土地は和歌山市との交換により取得している。 建物の維持管理は(社)経済センターが実施。	

経済センターは、和歌山市内中心部に建てられた地下 2F、地上 10F 建てのビルであり、各種経済団体や県(産業支援課)、公益法人、法律・会計事務所等が入居している。

西汀丁の交差点角に立地しており、交通の便は大変良い。

(財産の取得経緯)

経済センターの建物は、昭和 33 年に旧館が経済センター建設委員会により建設され、昭和 45 年に新館が(社)経済センターによって建設され、建設後県に無償譲渡されている。

経済センターの敷地は、当初和歌山市が保有していたが、平成 9 年に旧和歌山西署跡地の土地との交換で、県の所有となっている。なお公有財産台帳に記載されていた取得費用 651

百万円は、和歌山市との交換で取得する際の鑑定評価額である。

(財産の現況)

旧館部分は今年で築後50年を経過しており、また新館についても築後38年経過しており、老朽化が進んでいる。

耐震診断を受けているが、診断結果は芳しくなく、耐震補強等が必要な状態にあるとのことである。

経済センターは、その大部分が普通財産となっているが、経済センターには県の行政組織も入居しており（消費生活センター及び産業支援課、566.76 m<sup>2</sup>）、行政組織の使用部分については、普通財産から行政財産への変更が行われている。

台帳の変更履歴を確認したところ、行政組織の異動状況にあわせて行政財産への変更が適時になされており、適切な運用がなされていた。

経済センターの維持管理は、県から建物及び施設を無償で借り受けている（社）経済センターが自らの負担で行っている。

(処分の検討状況)

経済センターとしての機能を果たしており、特に処分は予定されていない。

(意見) 無償貸付の合理性について

経済センターは、土地・建物とも（社）経済センターに無償で貸し付けされており、維持管理費を（社）経済センターに自己負担させることとしている。このうち建物部分については、経済センターの建物を取得した経緯（（社）経済センターから無償で譲渡されている）もあるため、無償での貸付にも一定の合理性があるといえる。しかし、土地部分については、県が651百万円相当の土地との交換で取得しており、無償貸付については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に照らして考える必要がある。

上記条例に照らして考えると、本件が「公益事業の用に供する」場合に当たるか否かが問題となるが、現状の経済センターは、フロアの半数近くを民間会社に入居させており、賃貸オフィスとしての色彩が強くなっている。このことから、無償で貸し付けることについては、上記の条例との関係で問題があるといえる。

公益的な側面を併せ持っていることも勘案しつつ、一定の貸付料を徴収することを今後検討すべきと考える。

(意見) 建替えの際の検討について

経済センターの建物のうち旧館部分については相当老朽化しており、新館部分についても一定年数が経過した後は建替えの必要性に迫られるものと思われる。

しかしながら、現在の経済センターは、上記のとおりフロアの半数近くを民間会社が占めており、賃貸ビルとしての役割が強くなっている。

現在の利用形態のまま経済センターを建替えることは、現在の行財政改革の方向性に逆行するものであり望ましいとはいえない。将来的に建替えが必要となった場合の経済センター敷地の利用方法について、検討を進めておくことが望まれる。

#### (10) 元紀北スポーツセンター用地

(財産の概要)

所在地：伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2527 番地	
取得年度：昭和 36 年（国より譲与） 昭和 42 年（寄附受け※）	所管部署：総務部管財課
取得費用：無償	規模：31,200 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：不明（少なくとも昭和 45 年以降は普通財産）	
備考： ※かつらぎ町からの寄附受けである。	

(普通財産の現況)

県とかつらぎ町は、昭和 45 年に県有財産賃貸借契約を締結しており、昭和 45 年当初より無償で当該土地を賃借している。

当該土地にある体育館、グラウンド、プール、平和記念碑等は、かつらぎ町の所有であり、県には所有権がないものである。

用途が公園であり公共用に供しているため、無償の貸付としている（「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第 4 条に基づく）。

(意見) 県の保有について

当該土地は、県にとっては元紀北スポーツセンター用地であるが、かつらぎ町にとっては、地域の公共用のスポーツ施設、公園である。施設をかつらぎ町が所有しており、土地を県が無償で賃貸していることについて、県の財政的観点からいえば収入を生まないため、保有する必要性は低いと考える。さらに、普通財産に区分していることから、長期間保有を前提とすることは望ましくないと考える。

これについて県は、かつらぎ町の意向及び県としての利用計画を検討しながら、かつらぎ町と調整を図りたいとのことであった。

(11) 元那賀高等学校

(財産の概要)

所在地：岩出市高塚 188-1	
取得年度：大正 11 年～昭和 30 年	所管部署：総務部管財課
取得費用：299 千円（一部寄附受け）	規模：12,114 m <sup>2</sup>
普通財産への変更年度：平成 3 年度	
備考：敷地内訳 高塚敷地 10,934 m <sup>2</sup> 、中迫敷地 1,180 m <sup>2</sup>	

(財産の取得経緯)

元々那賀高等学校の農業科が実習地として使用していたが、平成元年に農業科が閉科したことに伴い、平成 3 年度に管財課が普通財産として所管し、それ以降遊休土地となっている。

【高塚敷地】

(財産の現況)

敷地内の一部に岩出市送水管が埋設されており、そのままの状態では売却処分等ができないため、送水管部分と処分予定地の測量を完了した状態にある。送水管部分については岩出市と交換予定となっており、処分予定地については売却に向けて調整を行っているところである。

(処分の検討状況)

敷地が 10,934 m<sup>2</sup>と広範囲に及ぶため、土地の有効活用について地元自治体など関係機関と協議中である。処分価格については、県の公有地価格審査会でも審議している物件であり、鑑定評価価額に基づく処分価額は 598 百万円となっている。

(意見)

敷地は、県道に即しており有効活用度合いの高い敷地と考えられるので、公共あるいは営利の目的を明確にした上で、土地の有効活用を図る必要がある。仮に営利目的で処分するのであれば、最も高い価格での処分が望まれる。

地元岩出市との交換協議を経た上で、最適な土地の有効活用策を講じるべきである。

【中迫敷地】

(財産の現況)

平成3年度に隣接者5名の敷地の境界立会を実施するものの、一部の隣接者の了承が得られず不調となり、現在に至っている。

(処分の検討状況)

敷地が住宅地、商業地、畑の3方に囲まれており、境界に関して、隣接者の了承が得られていないが、隣接者の了承を得た上で、住宅地として処分を進めていくことを検討中である。

(意見)

県としても、平成20年度においては境界協議を再開して隣接者の了承を得た上で売却処分をしていく予定である。これについては、県の方針に異論はないが、境界に関する協議を済ませた上で、速やかに売却手続をされたい。

### Ⅲ. 総括

今回、和歌山県の財産管理に係る財務事務の執行について監査にあたり、公有財産については管財課、物品については総務事務集中課が所管となっており、管理部署の連携が適切に実施されているのか多少疑問があったが、基本的には、適切に財産と物品は区別されており、管理運用がなされているとの心証は得た。しかしながら、一部において、区分があいまいなところもあったので、今後は、財産、物品それぞれの区分を明確にし、業務の分担を明確にした上で、共通する管理方法については十分な連携を取りながら、管理の品質向上に向けた対応を図られたい。また、現在導入を進めている物品管理のシステム化と同様、公有財産管理のシステム化についても検討を進めるべきである。

そして、最後に今回の監査で感じた次の項目について述べることとする。

#### 1. 普通財産の処分

自治体の保有する財産は、大きく分けて行政財産と普通財産であり、行政財産が公共の用に供する財産であるのに対し、普通財産は公共の用には供さない財産であり、本来的には処分を前提とするものである。

和歌山県では、平成18年度末現在の行政財産の土地は476件、建物は578件、普通財産の土地は152件、建物は24件保有しており、うち、未利用の県有地は35件であった。普通財産については、本来的には処分を前提とするにもかかわらず、貸付を行っているケースや未利用地として保有しているケースが多く存在していると感じたのが第一印象である。普通財産については、それぞれ個別の財産ごとには保有の合理性があると思われるが、県全体としてみた場合には貸し付けを存続するもの、処分可能性の高いもの、処分可能性の低いものの区別を明確にした上で、それぞれの理由を比較検討することは重要と考える。なかには、過去からの慣例で貸付が継続されているものや、特別の理由により処分が困難になっているものが存在しているので、処分できるものについては処分を進め、処分が困難なものについては県全体として、処分を見据えた有効利用の検討に取り組む必要がある。

#### 2. 行政財産の有効活用

先に普通財産について触れたが、行政財産は公共の用に供する限り処分することはできないが、不用となった場合には普通財産へ用途変更することになる。事業の廃止等により、結果的に普通財産になりえることには留意する必要がある。

通常、事業を実施するにあたっては、事前に事業計画を立て、事業の効果を予測した上で、事業の開始決定を行い、事業開始後は、事業目標に対する事業の実績を測定し、事業評価を行い、評価によっては今後の事業計画の変更をすることにより、事業を継続することになる（いわゆるPDCAサイクル）。行政財産の取得を伴う場合でも、同様に事前の事業計画が重要で、事業のシミュレーションを行うにあたっては、当初の取得費用を事業期間におけるコストとして認識することが必要となり、行政サービスのコストとして妥当なものであるかを



評価する必要がある。また事業が完了した場合の処分見込額及び処分可能性について把握しておくことが、事業リスクの把握にもつながると考える。

つまり、行政財産を取得するにあたっては、企業会計でいう固定資産の減価償却の概念を織り込んで検討し、行政財産の有効活用度合いを測定する必要があると考える。

### 3. 自治体バランスシートへの活用

県の決算は収支計算に基づくため、行政財産については、取得時の歳出として決算に表れるが、取得以降は決算上には表れないことになる。つまり、予算の概念では取得する際の財源が最も重要であり、取得後の効果を測定するのは別の方法で行うより他はない。その方法が先に触れた企業会計における固定資産の減価償却の概念であり、行政サービスのコストを把握するためには必要となってくる。

国の地方公会計制度改革においても、①自治体の債務の増大を防ぐため、地方でも資産・債務改革に取り組むため、バランスシートを整備すること、②PDCAサイクルに基づく決算情報の予算編成への活用のため財務書類を利用することが必要となっていることから、貸借対照表をはじめ、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を含めた財務書類の作成を平成 20 年度から開始することが必要になっている。

この中でも、公有財産の資産計上の方法がポイントになっており、各自治体においても資産整理に取り組んでいるところであろう。新地方公会計制度における新たな基準によれば、原則全ての資産を公正価値で評価し、減価償却を行うことになっており、公有財産及び物品については台帳自体の整備、価格情報の整備、設備（あるいは物品）区分の分類及び現物確認等を行う必要がある。

県でも過去に取得した財産については契約情報がないものも存在し、また、そもそも財産を計上する基準そのものが未だ整備されたものではないのが現状である。また、新地方公会計制度の作成基準とは異なるものの、県が現在公表している平成 17 年度のバランスシートによれば、1 兆 9,364 億円の有形固定資産（県民一人当たりでは 182 万円）が計上されており、資産規模から見ても重要であることがうかがえる。したがって、今後の対応については相当の時間と労力を要することになると考えられる。

今回の監査が、自治体バランスシートの作成も含めた今後の財産管理に役立つことに期待する。

## 第 3 章 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。